

1 2 月 9 日 (第 3 号)

令和 2 年豊能町議会 1 2 月定例会議会議録目次

令和 2 年 1 2 月 9 日（第 3 号）

出 席 議 員	1
議 事 日 程	2
開 議 の 宣 告	3
（ 一 般 質 問 ）	
西 岡 義 克	3
田 中 龍 一	1 4
長 澤 正 秀	2 6
高 尾 靖 子	3 8
川 上 勲	5 0
（総括質疑）	6 1
第 7 3 号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件	
第 7 4 号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件	
第 7 5 号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件	
第 7 6 号議案 令和 2 年度豊能町一般会計補正予算（第 8 回）の件	
第 7 7 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）の件	

第78号議案	令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定補正予算（第3回）の件	
第79号議案	令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1回）の件	
第80号議案	令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補 正予算（第3回）の件	
散 会 の 宣 告	66

令和2年豊能町議会12月定例会議会議録（第3号）

年 月 日 令和2年12月9日（水）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 12名

1番	長澤 正秀	2番	田中 龍一
3番	中川 敦司	4番	寺脇 直子
5番	管野英美子	6番	永谷 幸弘
7番	井川 佳子	8番	小寺 正人
9番	秋元美智子	10番	高尾 靖子
11番	西岡 義克	12番	川上 勲

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	まちづくり調整監	松本真由美
保健福祉部長	上浦 登	住 民 部 長	大西 隆樹
都市建設部長	高木 仁	こども未来部長	八木 一史

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和2年12月9日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

- 日程第 2 第73号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 第74号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第75号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件
- 第76号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件
- 第77号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 第78号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件
- 第79号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- 第80号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

開議 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。

質問者は、豊能町議会運営に関する申合せ事項の会議規則に関わる申合せ事項に記されているように、通告にない質問はできません。また、質疑・答弁合わせて50分と限られていますので、答弁者は簡潔明瞭に答弁をしてください。

昨日に引き続き、順次発言を許します。質問者は質問者席に登壇して質問を行ってください。持ち時間は、質問及び答弁を合わせて50分といたします。

西岡義克議員を指名いたします。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

ただいま、議長より指名をいただきました西岡でございます。何分にも高齢でございますが、聞き取りにくい部分があると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問に関して、順不同になりますが、まずはダイオキシン問題についてお伺ひしたいと思います。私は、施設組合の議員でありませぬので、結果報告しか聞かされていぬわけですが、ダイオキシン問題については、10月31日の住民への説明会が開催されたところですが、昨日も維新の議員からの別件での質問で、町長は、今後広域行政の積極的な対応をしまひますというやうな答弁もございましたが、大阪府との連携、協力で、フェニックスでの完全処理解決はできぬのか。その原因について

お伺ひいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。フェニックスでの処理についてということの御質問ですが、これまでにもいろいろたくさん御質問をいただひており、厳しい旨を回答させていただひてきたと思ひます。

フェニックスの処理につきましては、まず第1点として、組合からの受入額が、国崎クリーンセンターの稼働をもつてなくなつてゐること。そのため、改めてフェニックスの構成団体約170団体との調整に加えまして、周辺大体等と調整することも必要になることなどから、これまでにもいろいろと大阪府やフェニックスのセンターのほうとお話を繰り返してきたところですが、その協議をした内容を踏まえ、総合的に判断しまひして、フェニックスの処理は現実的に不可能と考へております。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

豊能町も大阪府下の一員ということで、これまで町長も何回も行かれたのではないかと考へるのですが、要するに、町長選挙のときに、町長が提案してゐるその余野の保育所跡地に埋設、保管する、処理すると、だから遮断型でやるということで、選挙に出られて当選された、そういう趣旨なのかなと思ふのですが、この種の問題は、風評被害を恐れての難解な問題であります。

住民さんへの事前の対応である納得いく説明が第一であろうかと考へます。今後、余野自治会との誠意ある対応をお願ひしたいと思ふのですが、町長、いかがですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おはようございます。今、西岡議員のほうからおっしゃられましたことについて、まず1点目、フェニックスについては、私も就任以来、すぐに大阪府のほう、それから関係団体のところも行ってまいりましたが、受入審査会に通らないというところ、そのハードルがあまりにも高いということもお伺いをしてきました。

今、西岡議員がおっしゃられた就任当時から余野ということがありましたけれども、そうではなくて、今まで池田前町長がお示しになったところも全部含めて、可能性を全て通ってきたところでございます。

今、保管をしておりますものについて、中間処理が隔てて、そのままでも埋め立てられるもの、それを町の悲願であります皆さんの思いであります最終処分に向けてやるということで、いろいろ考慮、検討した結果、ふたば保育園という部分がこの10月31日のときに御提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

いろいろやってこられたということではありますが、私はこれは最終的には、もしやるとすれば政治的な判断、政治力しかないなと思っておりますが、それを含めて、住民さんへの積極的な納得のいく説明をしていただきたい。これは要望しておきます。

次に、人事院勧告の件ですが、これについては、皆さんがおっしゃっておるように、いわゆる今経常収支比率が104.2ということで、人事院勧告の参酌は分かりますけれども、年功序列ということではなくて、

頑張る職員に報いる人事、給与制度の検討をして、よく言われておりますシビックプライド、シティプロモーション、そういう活動を図られる人事、給与体系を確立するように頑張っていたきたいと、これも要望しておきます。

続いて、教育問題であります。教育問題に関しましては、まず内閣の直轄の諮問機関である教育再生実行会議の答申を受けて、文科省においては、小中一貫教育は新しい義務教育として、認定されたわけでありませぬ。

そこで、教育力日本一、この豊能町保幼小中教育の取組についてお伺いしますが、私はやっどここまで来たのかなという感じがいたしております。3月の予算議会での保幼小中一貫教育推進事業予算の全面削除は、前池田町長、新谷教育長の目指す教育力日本一の推進に逆行する非常識極まりない結果であり、言語道断、問答無用、かつ愚の骨頂であります。

しかし、前回の10月会議における補正予算の僅差の可決により、塩川町長、森田教育長による、みんなで全ては子どものために、これを合い言葉に幼小中一貫教育は、2小2中案で推進されることとなりました。

これより、我々はその推進に当たっては、その遅れを取り戻すため、ソフト面、ハード面の両面に関し、並行して熟議し、多面的に検討、検証していかなければなりません。そして、その推進に向けての対応は前石塚教育長の言うコストカットではなく、シームレスに、心して東西の教育のスタンダード化を熟議しなければなりません。

教育力日本一ということは、国に先駆けてということでもあります。急がなければなりません。その対応の遅れを取り戻し、問題を残せば、結果、子どもが犠牲になります。未来ある子どもたちには夢を残して

も、ツケは残してはいけないわけでありませ

す。そこで、教育力日本一、目指せ日本一ということではありますが、それはすなわち教育大綱にある豊能町独自のゼロ歳児から15歳児までのシームレスな一貫教育の推進ということでもあります。

他の市町村に類を見ない、保幼という先進的な教育、つまり子育て教育をシームレスに取り入れた教育ということでもあります。そして、その出発はゼロ歳児の子育て、これからであります。

そこで、第2期子ども子育て支援計画、豊能すくすくプランの今年度第2期のものができておりますけれども、これによって、アウトリーチ型での取組でうまくいっているのかどうか、お尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。第2期豊能町子ども子育て支援事業計画、豊能すくすくプランですけれども、令和2年の3月に策定したところでございます。まだ策定したところですので、それほど進んでいるとは言えません。この計画では、4つの基本方向として、子どもを安心して育てるための支援、子どもが生きる力を育み、健やかに育つための支援、子どもと子育て家庭が安心安全に暮らせるまちづくり、配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細やかな支援と定めており、特に子育て包括支援センターを中心に、アウトリーチによる相談支援や利用者支援事業の充実を図ることで、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を構築し、進めているところでございます。

また、この計画では、保幼小中の連携や

一貫教育の推進については、幼稚園、保育所、こども園と小学校の相互交流、相互理解に関する取組を進めることになっており、ゼロ歳から15歳まで見通した保幼小中のカリキュラムを作成し、指導の系統性、発展性を重視した取組を推進することとしております。

そして、3所園の保育目標には共通して、家庭、学校、地域との連携を密にし、地域に根差した子どもを育てることというふう

に定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

子ども豊能すくすくプランですか、子ども子育て支援計画、これは今回の小中一貫校を見据えて、全体の対応というか、問題点を指摘して、これからの取組ということ

でありますけれども。今の中で、地域、学校、家庭の中では私は出発点の過程であろうかと思っております。ゼロ歳児の子育てということは、やっぱり子育て母さんの対応じゃないかと。

いわゆる教育の原点は、人間育成ですが、ゼロ歳児は赤子の授乳とか、おむつの替えから始まるわけです。私は教育のバロメーターとして、お母さんの愛情であろうと。愛情がどれだけ赤ちゃんに行き届くか。ここから始まるわけです。出発点はそこから

です。私が風紀委員におったときに、ある講演会で、泣かない赤ちゃんというような講演がありました。今はどうなのか知りませんが、お母さんが赤ちゃんにお乳を与えている。よしよしということで、顔を見て、子どもの寝顔を見ながら、様子を見ながら。ところが今、そういうのはあまり見かけないんですけれども、そのお母さんはテレビ

を見ながら、お乳をやっている。お母さんの心はどこに行っているのだと。愛情の交流というものが基本になっているのに、こういう子育てでいいのか。その辺もあるのですが、また、昔はおむつは浴衣を使って、子どもにおしめをして、夜中に泣くと取り替える。赤ちゃんは、お母さんの愛情を求めて泣くわけです。そして、お母さんがおしめを替えると、すくすくと寝ると。その間に、お母さんと子どもの愛情、これが教育の原点になっているわけです。

そういうことから始まるわけですが、時代が変わったのか、お母さんが変わったのか、どちらにしても私は愛情のバロメーターが教育力だと。その教育力が低下しているのじゃないかという気がしております。

ゼロ歳児の子育て教育から次に幼児教育に、シームレスにつなげていくわけですが、これは人間育成の原点であり、義務教育の出発点でもあるわけでありますが、豊能町は自信と誇りを持って、義務教育としての保幼小中一貫教育を、教育力日本一として推進していかなければなりません。

その現実策として、私は保護者へのインセンティブ策といいますか、あまり私は好きじゃないんですけども、義務教育の基本原則である三つありますけれども、教育の機会均等、それから教育の水准确保、そして教育の無償性、この三本柱の一つであります教育の無償性、これをやったらいいのじゃないかと思うんですけども、豊能町が教育力日本一を標榜する町なら、国、他の市町村に先駆け、幼児教育の完全無償化に向けての取組をすればいいのではないかと思うんですけども、町長、どうですか。取組に関して。財政的な支援もあるでしょうけど。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

私からお答えさせていただきます。幼児教育の無償化ということですが、まず昨年10月から3歳から5歳児の保育料が無償化になっております。国は、幼児期は能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、さらに幼児教育が将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す世界レベルの著名な研究家結果もあり、諸外国においても3歳から5歳児の幼児教育について所得制限を設けずに、無償化が進めていることから、同様に無償化の年齢を定めております。

御質問の全ての無償化ということですが、現在、豊能町では、12月1日現在、ゼロ歳児から2歳児は62名、今、保育所におりまして、年間で約2,000万円の保育料となっております。

無償化した場合は、この保育料を町単費で支出することになりますので、財源確保が必要かと考えております。無償化になった場合、働く方の増加等を考えられますので、保育所に入所する場合、当然、保育士も要りますので、その辺の人的な補償、確保が必要であるという問題もあると考えているところです。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

国のほうも、そういう方向に行こうと、ただその財政的な面でややこしいのです。幾つから幾つまではどれだけの補償とか、収入によってどうのこうのと。そういうのは一切無視して、全員、均等に無償化、私に言わせたら、義務教育の無償化と言ってもいいのではないかと思うわけです。

ただ、町長の言うまちづくりの観点とよく言われるのですが、私はこれを実行することで、情報発信することで、こういうことをやっていますよ、豊能町はということで、Iターン、Uターンの誘い水にもなるのではないかと。

よく、町長は人口増加はどないしますという質問がありますけれども、教育で人口増加という一つのパターンじゃないかと。少子化とか、出生率ワースト1の豊能町にとっては、この上もない施策ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今、御指摘のとおり、まず本町における課題というのは、高齢ということですが、一番生産人口がいない。その生産人口の方々を我々の町のところに呼んでくる。特に、その中でも子育て層の方々がしっかりと活躍できる町をつくっていかなければ、この将来はないということでございます。

今までも小中一貫ということで9年間育むということについて、皆さんも御理解いただいておりますが、教育委員さんの方々も含めて、保幼小中一貫という15年間というのは私たちの豊能町の中でも一番の特徴でありますし、それを実践していくということが将来のまちづくりについても非常に重要であるということを確認しております。

今、財源確保とそれから保育士さんの確保というのが課題になりますが、重点的な考え方、それから大胆な取組として、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

さっきも言いましたように、ゼロ歳児から15歳児の義務教育の完全無償化というのは私は正当策ではないような気がしますが、現実策としてはいいものだと思っております。

基本的にそのことをすることで、親の意識を変えるための学習意欲を誘発するアウトリーチ型の有効な施策ではないかと思うわけです。ただ、根本的な対応ではないですが、そのことで親の意識が変われば、これは根本施策になると思うのです。

だから、これは積極的に長期でもいいですから、取り組んでいただきたいと思います。

ところで、それに続いて、小学校ですが、小学校までの幼児教育、これで肝腎なことは私は教育の適時性ということだと思います。

以前にも質問しましたが、このときでしかできない教育、これをやったら一生涯その子に身についてくる。忘れもしない。三つ子の魂百までもということがありますね。この3歳児の教育というのが非常に大切なんです。

だから、今、3歳児の英才教育だといって英語を教えるとか云々を言っていますが、基本は人間教育の基礎、基本というのは、誰とでも仲良くする。どう生きていくかということだと思います。

その基本は、みんなで誰とでも仲良くする。このことを人間関係といいますか、withの精神ね。それをやるのは家庭教育だと思う。家庭が基本なんです。その家庭教育について、家庭教育イコール人間教育ということですが、家庭というのは、「家」と「庭」と書くのです。その庭は、心の庭、つまり心の庭は団らんということ。だからよく言われる一家団らん、つまり、家庭は子どものストレス解消の場所であって、

一緒にいるというwithの精神ね。ウィズコロナと違います。ウィズ家庭です。

そういう愛で結ばれている家庭教育というのが基本であります。豊能町は、地域で育て、地域で育つ、子どもと今回は子育て家庭を大切にする町とよのこのことを言っています。その家庭の原点である親の教育に対して、何か今後取り組む策はあるのかどうか、お聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

おはようございます。家庭の教育力、あるいは教育についてのお尋ね、それが大切ではないかというように今、御指摘をいただいたところでございますが、教育委員会としても、そのところは本当に大切であると考えております。

幼児期における家庭の教育、そして、小中学校における家庭の教育、このところは幼稚園、保育所、あるいは小中学校と、あるいは教育委員会が一体となって進めるべきものだというように思っております。

とりわけ小中学生のほうを見ますと、学校から家庭に帰りまして、それでどのような過ごし方をしているか。ここ数年間、いろんなアンケートを取ったり、あるいは学校教育、自己診断、こういうところで調査を進めておりますが、小学生で大体、3時間余り、これはテレビ、ゲーム、あるいはSNS、中学校では4時間から5時間、そういうところに時間を費やしているということで、教育力日本一を目指す町としましては、やはりそのところをどうしていくかというのが一番大きな一つの課題であるというように思っております。

そこで、この4月には、学びのすすめ小学校版、そして、「学びのすすめ」中学校

版を全小中学校の家庭にお配りしたところでございます。子どもさんとまずそのような時間をどれくらい取るかという約束をしてほしいということでやりましたが、再度、豊能の風の12月号の中でもお願いをし、それで話し合っていたいただいておりますか、また、これは調査もかけようと思っておりますが、こういうところから、一つずつ積み重ねていく必要があるのではないかとこのように思っております。

これは家庭に呼びかけるだけでは進まないというように思います。もちろん保育所、幼稚園、そして学校と一体となって、子どもたちがどのような生活をしているか。みんなでそのところは考え、そして応援、支援をしていかななくてはならないと思えますし、これは継続して、時間がかかると思いますが、子どもたちにそのような力、家庭での生活を、あるいは学習をどうしていったらいいかというあたりのことをきちっと身につけさせていきたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

今、教育長からありましたように、家庭教育の基本、これは良い習慣をつけるということだと思っております。だから、よい習慣というのは、さっきの三つ子の魂にも関連するのですが。ですから、能力と、個人個人が持っている能力もさることながら、それ以前に良い習慣、だから今後、人間としてどう生きるかということをお父さんが身をもって、親の背中で子どもに見せていくということが基本ではないかと思えます。

ですから、さっき教育長が言ったように、家庭だけではなくて、地域も一緒になってということでは、その地域ということでは、登下校のところまで立っておられる方もおり

ますが、毎朝、挨拶運動をしていらっしゃる。私は挨拶というのは、人間の基本的な基礎、基本だと思うのです。挨拶のできないような人間が、大人でもうようよいます。私も信号に立って、いろいろやっていますが、大人でも挨拶ができないのがおる。だから、大人が子どもに背中を見せて、意識的な教育をきちっとやっていかないととなると、私は根本はお母さんやなど。これは原点やなという気はしているんですけども。

一度、町を挙げて、おはようございます運動ぐらいやってみたらどうかと思うのですが、どうですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

挨拶運動につきましても、それぞれの学校で取り組んでいる例もございしますが、町としてどうするかというふうな御提案だと思います。そこで、そういうことを進めるに当たりましては、これは学校、家庭、地域、これが一体となって、それぞれ役割分担をしながら進めていく必要がある。

今回、立ち上げました地域とともにある学校づくり、コミュニティスクール、9月に学校運営協議会の準備会の説明会を開催いたしました。10月には、第1回目の会議を持たせていただいて、アドバイザーの先生の御助言も頂きながら、ミニ熟議もやりながら、みんなで一つのことを考えをまとめ、そしてその考えたことをみんなで確認をし合ったということを行いました。

残念ながら、第2回目につきましては、コロナ禍の関係で延期となっておりますけれども、そういうような学校運営協議会、地域の人、家庭の人、PTAの代表、自治会の代表、子どもたちにお世話になってお

ります青少年の健全育成団体の方々、また、学校も入り、そのあたりで例えば、今、御提案のありました挨拶運動、どんなふうに進めていくか、それぞれ役割分担をどうするか。そういうことも熟議をしていただき、それで豊能町の子どもたちにとってどうか。

豊能町のどんな子どもたちを育てていくか。後になりましたが、これは充実、検討委員会でも話をさせていただき、グランドデザインの中に位置づけております、目指す子ども像を目標といたしましては、豊能町に誇りを持ち、自信を持って社会を生き抜く子ども、これを大きな目標に掲げております。

その中で、挨拶運動をどうするかということも熟議をしていただき、そして具体的な取組として進めていくと、そういうようなことで一つずつ着実に進められたらと思いますし、またその様子につきましては、豊能の風を通じまして、町民の皆さん、あるいは保護者、地域の皆さん、もちろん御家庭にも、保護者の方にもお伝えしてまいりたいと思います。

その中で、一緒になって考えていただけたらと思うところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

町を挙げて、そういう取組をしているということを全体に知らしめる。誘い込むとか、そういうことをやっていただきたいと思うのですが、今の子育て教育の後に、保幼小中一貫教育のグランドデザインに示しているように、教育大綱にのっとって、今、教育長が言われた豊かな自然、豊かな人材を生かして、そして豊能町に誇りを持ち、自信を持って、社会を生き抜く心豊かな子ども、人間育成というのですか。それを進めるためには、日本が世界に高く評価

されております知徳体の日本型教育の再生です。昔はあったけれども、今は廃れていると、だから再生には地域とともにある学校づくりのためのコミュニティスクール、さっき言われた、その取組を今、まさに始まろうとしているということでもあります。

それに向けた地域、学校、家庭の教育力と役割分担があるのですが、その前にさっき言った家庭が基本と思うのですが、この辺、家庭のあるべき姿というのですか。

私は、昨日、一般質問でほかの方が言っていた中で、親御さんはどうなのかという気がしたわけです。一つ、例に取りますと、給食はどうかのと言っていました。お母さんのために、町が何をするのかという経済論ではなくて、子どものためにお母さんが何をすべきなのか。何ができるのか。そういうことのベストの策を教育論として考える。そういうことが肝腎なんです。

お母さんがどうかの。給食は親のためではなく、子どものために給食をやるわけで、何で給食になったのか、何で残渣が多くなったのか。その原因の究明もなしに、弁当をやめておけとか、給食を続けるとか、コンビニで買うとか、コンビニで買うのだったら、給食のほうがずっとましでしょう。子どものためにやっているのではなくて、お母さんが面倒くさいのかと。

昔の親は、中学生に、子どもに弁当を作ってくれました。私らも蓋を開けて、弁当の蓋の米粒から食べたものです。そういう親と子のつながり、これがきちっとあったわけです。だから御飯は残さない。例えば、給食、残渣が残る。食わず嫌い。家庭教育で、こういうものはお百姓さんが一生懸命作ってくれたんだということをお話しているかどうか知りません。ありがたいものは食べないといけないよと。それで生きていくのだから。そういうことを家庭の中でやっ

ているのか。

私も昔、好き嫌いがありました。お母さんは何をしたか。ニンジンも嫌いだった。ナマコも嫌いだった。そうしたら、ニンジンが嫌いだったら、その次の日から毎日ニンジンでした。中学生の育ちざかりにおかずにがなしに食べられるわけない。自然にニンジンが好きになりました。

結果、分かったことは、その食べ物の嫌いなおいところなんです。食わず嫌いなんです。そういうことを家庭でやらないで、嫌いだから残ってどうしますと、それ以前の問題を根本的に解決しないと、教育問題は解決しないということです。

だから、私は今までの親と今の親が大分変わったなということを最近ひしひしと感じているのです。

昔はそうでしょう。子どもに親が家庭で何を教えたかということです。教育というのは、生活のバランスをどう取るかということですが、さっき言った世界に高く評価されている知・徳・体のバランスある日本の教育の再生、これは自然環境の生きるバランスがまず肝腎だろうと言っている人がおります。昔だったら、お年寄りの人が川で子どもがオシッコしていると、おちんちんが腫れるぞと、とんでもないことをするなといって叱ったわけです。

でも、今は子どもを叱ると親が逆切れして、怒ってくるわけです。叱ると怒るも分からないような親がおるわけです。お母さんは誰のためにやっているのだということですけど、自然の恵みの中で生かされて、その恵みを犯すことはしてはいけないことを体で知っていたわけです。便利な経済至上主義の社会、それによる環境破壊ということもあるのですが、貧しい中でも親が頑張ってきてきた。

だから、昔のお父さん、お母さんはうそ

をつくことは泥棒の始まりだと。うそをつくことは許さなかった。父はこぶしを挙げた。母は厳しく戒めた。人はだませても、自分はだませないということを親がきちっと教えてきたんです。

今の親は人を欺く前に、自分を欺いているわけです。自分をごまかすようでは、一生表を歩くことができないことを子どもに教えてきたんです。昔の親は。

例えば、社会環境の労働の問題でもそうです。籠に乗る人、乗せる人、そのまたわらじを作る人という言葉があるんですけど、昔の親は勉強せんと遊んでばかりしとったら、わらじを作るような人間になってしまうぞと、そんなことは言わなかった。何を言ったか、わらじを編んでくれる人がいることを忘れたらあかんど。わらじを作る人を生かすことで全体を生かすこと、出世することではなく、お役に立つことの必要性を子どもに教えてきたのです。体で、言葉で。ウィズ家庭で。家庭とともに。

だから、今は人より一歩でも半歩でも前に出ることが幸せにつながることであると思っています。子どもの尻をたたいて、早くしなさい、勉強しなさい。これしか言っていない。

だから、今日の子育ては人間そのものを育成する、人間教育の姿勢を失っているのと違うか。それはどこに原点があるか。家庭です。だから、私は家庭の在り方、家庭の文化、日本の労働の文化もそうです。

日本の労働の文化というのは、働くことの喜びを知る文化なんです。だから成就感を達成して、はたを楽にするから「はたらく」、私も鉄筋をしていますけれども、いろんな建物を建てて、もうけた、損したもあるけれども、あれは私がやったんだと。成就感、誇り、役に立っている。そういうことがずっと体で教えられてきたんです。

そういうことが基本なんです。それが義務教育なんですね。

今は義務教育で一般社会に出て、即役立つのか。昔は十分役立った。だから、そういうことで、さっき言った義務教育の無償化も一つの方策だと思うのです。

だから今後、そういうことでは社会を構成する、役立ち社会人を育てる義務教育についての徹底的な究明、私は特別委員会でも作って議論したらいいと思うのです。どうですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

今、御指摘がありました、家庭教育の大切さということでございますが、先ほども御答弁させていただきましたように、そういうことを地域とともにある学校づくり、学校運営協議会の中で、準備会の中でそれぞれ意見を出していただきながら、熟議をしながら、どう進めていくかということを含んで知恵や力を出し合って、そして家庭にも啓発をし、そしていろんな取組を進めていけたらと考えるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

こんなところで講演したって仕方ないわけです。もっとそういう部分の検討委員会、審議会というのをきちっと作ってやっていかないといけないと思うのです。

昨日の質問にもありましたように、本当の先生がいけないという話がありました。先生というのは何やねんという、その辺も議論していただきたい。

今、学校が非常に先生方は忙しい状況になっております。いろんなことをしています。だから、生活指導、教科指導と両方を

やっているのですが、生活指導の分がすごい負担になってきている。これは学校はブラック企業と違うかと言われるようなことを言う人もおります。先生は何でもしないといけないのか。

その辺の役割分担という、私は学校5日制もまづかったなど。あのことは結局自分の首を絞めているなどというのがあるんですが、教育基本法の6条には、法律で定める学校は公の性格云々と書いていまして、先生というのには、自分の信念を持ってやる。じゃあ、今は何が欠けているのか。私は教師もそうですが、親もそうです。親も教師も一般社会人も、子どもに対しては教師なんです。教師としてどうあるべきか。

今、人格的な権威が失われている。人格的な権威というのは、名刺の肩書、これは人格的な権威でも何でもない。単なる外見的な権威です。人格的な権威というのは、自分が社長だったら社長としてあるべきことをするから社員がついてくる。大人は大人として、あるべきことをするから、子どもがついてくる。その人格的な権威、先生が先生としてあるべきことをするから子どもはついてくるわけです。

だから、僕らは長いこと、60歳から今、76歳、16年、17年目に入っているけれども、子どもは挨拶してくれるわけです。おっちゃん元気かと。そういうことは子どもとのそういうあれがあるからです。

自分のあるべきことをきちっとやっているとかならないと思うのです。そういう基本的なことは審議会の中でもやっていただきたいと思います。どうですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

今、お話がございましたけれども、人が

人を教えるというのは難しいことであると思いますし、先生だから完璧だということはないと思います。やはり子どもたちもそうですし、我々もそうですし、先生もそうですし、一人の人間として、一生学習をする、勉強をしていくと。いろんな意味で自分なりの方法で勉強、学習に取り組んでいくということが大切であるというように思います。

それで、今御提案のありました審議会を設けてというお話でございますが、いろんな審議会がありますので、どんなふうにして、先生方には研修会もたくさんございますし、あるいは視察もございます。いろんな方法をどう指導力を高めていくかということにつきましては、これはしっかりと考えてまいりたいと思うところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

学校の在り方もそうですし、今、商工会議所のこっちに二宮尊徳の像があるんです。どこに立っている。学校の中に立てないであんなところに立ててどうするんだと。二宮金次郎の銅像が立っていますわ。それも商工会議所の中に立っています。学校に立てなあかんでしょう。

それと、今、私も朝立っていますが、規則はきちっと守らせないといけない。通学路は決まっているんです。何で裏の道を行くんですか。一緒に子どもと通学路を行けば、これから保幼小中一貫校になるんだけど、中学生は小学生の面倒を見ますよ。うちの希望ヶ丘なんか本当に中学生が小学生の面倒を見ます。

だから、そういうことで、高学年と小学年のつながりはきちっと体でもって教育できるのです。そういう通学路の規定もきちっとやっていただきたいと思います。

今日の激変する社会の変化の中で、人間の変化が文化の変化になっています。教育論で自立する社会に向けての文化の変化、経済の変化、これは経済論で依存する社会に向けて、文明が変化しております。文明を過度に追及する結果、利便性の追求の結果、文化の人間の生きがい、これを失いつつあります。物が豊かになったら、心は貧しくなる。文明が文化を凌駕したという人もおられます。

その結果、自然破壊による地球温暖化、その隙を縫って、コロナの細菌まで襲来してきておるわけです。対症療法の適応策ではなくて、完全解決の対応策が肝腎であります。

ですから、その対応、対策を誤ったら地球破滅、人類破滅の道をたどることになります。まちは消滅自体まっしぐらということになります。

先ほども言いましたように、未来の子どもたちのツケは残さず、夢を残すということではいけないと思うのです。前段で言いました、まず短期的現実対策の対応として、義務教育の完全無償化、これは子育ての世代へのインセンティブとして、提唱して子育て層のUターンを喚起して、併せてIターンを誘引するような前倒しの先行投資施策を喫緊の対応策として早急に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。子どもたちの教育というのはもちろん一番大事で、子どもたちの発展の成長過程に合った個別の教育、学びというところと、それから家庭もそうですし、地域もそうですし、子どもたちを

取り巻く環境のところで共同的な学びをするというのが一番重要という御提案もありました。そのとおりでございます。

これからは、子どもたちを軸に置きながら、まちづくり、そして子育ての方々がいっしょに活躍できる町をつくっていきたいというように思っています。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

これからの世代は、日本人の文化、生きがいを育ててきた経験が活かされるバランスというものが大事であろうと思います。人間中心主義と経済至上主義とのバランスのある生き方が問われているのではないかと。柔順の教育による人格的権利の社会の中で皆、それぞれが生きていけるように、生きるということは自分の存在が人のお役に立つということであろうと思います。

学校を出たから、先生だから、社長だから、大統領が偉いではありません。人生観、How to liveということを高めるということが基本であります。生き抜く力、それは子どもに我々が身をもって示さなければならないと思います。

今後、教育委員会、総力を挙げて、そして財政的な全面的な支援をする中で、この豊能町の教育を教育力日本一にするように、みんなでやっていきたいと思っております。どうかよろしくをお願いします。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（永谷幸弘君）

以上で、西岡義克議員の一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。
再開は10時30分といたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中龍一議員を指名いたします。

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

皆様、改めましておはようございます。

2番・田中龍一でございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、まだ治療中のごさいますて、私の質問が聞きづらいことにつきましては、大変申し訳ございません。少しでも分かりやすいように、理事者や議員の皆様にご配慮しております一般質問通告書に質問をできるだけ記載しておりますので、おおむねこれに沿った形で質問させていただきます。

また、本日YouTubeで御覧いただいている方につきましては、私、田中龍一のFacebookに本日の質問について、おおむね掲載させていただいておりますので、そちらを見ながら聞いていただくと分かりやすくなると思いますので、御覧ください。

それでは、第1問目、豊能町がまちづくりを実施するに当たり、考慮すべきことについて質問をさせていただきます。

まずは、教育委員さんが理事者の御協力です町内で2小2中の小中一貫校の予算が前回の臨時議会を通り、ようやく教育行政が動き出しました。これで、東地区では、令和4年4月に小中一貫校の部分先行実施を行い、最終的には町内全校で、令和8年4月小中一貫校の開校が公表されました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

私も一議員として微力ながら応援してまいります。

さて、教育行政が定まりましたので、次は、学校を支える児童生徒の人数を確保するためにも、クラスが複数学級にならないためにも、人口を増やすため、具体的なま

ちづくり事業を早急に実施しなければなりません。

豊能町がまちづくり事業を実施するに当たり、次の2点のことが私は重要と考えています。まずこれらについて町長に確認させていただきます。

1点目、まちづくりの基本は、ないものねだりではなく、町のあるものを探す。つまり豊能町の特徴や長所を生かし、そこに着目し、この町ならではの魅力ある事業を考えることが必要だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今、おっしゃるとおり、私もこの豊能町を発展させるためには、豊能町のあるものを大切にしながら、それを育て、発展させると、これが一番必要です。新たなものを入れるのではなくて、本当に今までの歴史も含めて、皆さんとで頑張ってきた、そのものをさらに発展する。それが私の務めだと思います。

いろんな形でたくさん取り組んでおりますので、具体的な内容については、各担当部局からも御説明させていただきますが、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

それでは、2点目は、1点目の豊能町の特徴や長所を最大限に生かした事業に対して、今度は国の制度を活用し、補助金や企業との連携や寄附金を活用して、町の支出をできるだけ減らしながら、効果的に事業を進めることが必要だと思います。

この点についても、町長に確認させていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私たちの財源というのは町民の方から頂いたもの、それを最大限に活用するというのももちろんですが、地方創生という形で国も人口減少に対して憂いを、それに対する補助金も含めてたくさんあります。我々が重要なことは知恵を絞ってそれらを獲得し、町民の方々の未来に向かって進めるというのが必要ですので、補助金の活用というのは知恵を絞りながらやっていっているところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

まず、基本的なことについて、町長と同じ考えであることを確認させていただきました。それでは、先ほど2点目の豊能町計画の作成と国の補助金と企業の寄附金や連携などの実施状況について、質問をさせていただきます。

まず、国の交付金や企業との連携の実施状況について伺いますが、近年の科学技術の進歩発展や世相の流れが急速で、人間より寿命が短い犬に例えて、ドッグイヤーであるとか、最近では寿命が2年ぐらいのマウスイヤーとまで例えられるので、時代は急速に進んでおります。

国の制度も、これら時代の急速な流れまで、平成23年の地方自治法の改正により計画期間を10年以上とする基本構想の作成義務付けが廃止されました。つまり、自治体において、総合計画の作成義務がなくなりました。

自治体によっては、急速な進歩に対応するため、機動的な見直しを重視し、計画期間を首長の任期に合わせて4年とする計画

をこれまでの総合計画に替えて作成するところも出てきました。

一方、国でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を5年とし、この戦略を作成した自治体に対して、交付金を出すように、国の計画も自治体への補助もより短い期間の計画へとシフトしてきております。

しかし、豊能町では、計画期間が令和4年4月から令和14年3月の10年間の総合まちづくりの作成を中心に進めておられます。私は、厳しい財政状況であり、職員人数も限られた豊能町では、時代の変化に対して機能的に動き、さらに国が交付金を支給してくれる、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成、もしくはこの改正を、総合まちづくりの計画の作成よりもまずは優先すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼いたします。質問にお答えさせていただきます。

これまで総合計画と総合戦略、二つの計画を並行して政策を進めてまいりました。現在も総合戦略の計画の期間中である、そのため必要に応じて国の交付金を申請してまいりたい。そのようなことは引き続き考えております。

また、総合まちづくり計画においては、二つの計画に対して、策定、推進、評価、検証のプロセスを同時に進めていくということは、時間も非常にかかるということを考えまして、同時に進めることがメリットと捉えまして、総合まちづくり計画の策定に合わせて、総合戦略と一体化して進めていく、そのようにさせていただいたもので

あります。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今の話伺いましたけれども、マンパワーも限られておりますし、そういったことからできるだけ補助金ももらえる、機能的に動ける、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうにも力を注ぎながらやっていただきたいと思います。

次に、豊能町のまち・ひと・しごと創生総合戦略について、これまでの効果の検証はされておられるようですけれども、ホームページでこの戦略を見えますと、計画期間は平成31年のままで延長されていません。令和2年、令和3年の地方創生推進交付金を受けるためには、まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間延長等、KPIの設定が必要と思いますが、期間の延長とKPIの再設定はされたのでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

質問にお答えさせていただきます。現在の総合戦略は、計画期間を令和4年3月まで延長させていただきました。KPI評価につきましても、継続をしているところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

分かりました。ただ、ホームページとか、外に出ているものを見ると、一切変わっていないので、そのあたりは分かるようにしていただいたほうがいいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置づけられ、国が最近、特に重点を

置いている制度に、企業版ふるさと納税があります。これは自治体の事業に対して、企業が寄附を行い、企業が税額控除を受けることができる制度です。今、お配りしました資料を御覧ください。

この企業版ふるさと納税は、令和2年度に税額控除期間を令和6年度までの5年間へ延長した上で、活動しやすいように大幅緩和が行われました。企業は、税額控除の割合を2倍に引き上げられ、税の軽減効果が最大9割となり、より企業が参入しやすくなりました。ですので、1割の支出で10割の給付ができるというようになりました。最大で。

また、行政側の手続も大幅に緩和され、個別事業ごとの認定をしなければいけなかったのが、包括的な認定とすることができました。

具体的には、地方版の総合戦略のこれまで作っていた戦略の抜粋、転記によって地域再生計画の申請・認可が可能となりました。非常に義務手続が少なくなりました。また、併用可能な国の補助金、交付金の範囲も拡大しました。

ですので、町の支出も大変減らすことができるようになりました。さらに、寄附の金額の目安の範囲内であれば、事業費確定前の寄附は受領可能となりました。このように、自治体も活用しやすいように、国が制度を大幅に緩和しております。

一方、塩川町長の所信表明の中でも、高山右近生誕地や妙見口駅前の開発などで、企業版ふるさと納税を受けるべく地域再生計画を策定し、企業の寄附で財政負担の軽減を図りますというふうなうたわれております。

これまでも一般質問でも要望しておりますように、高山右近生誕地や妙見口のよう、歴史偉人のゆかりの地や能勢妙見山の

参道としてにぎわってきたこれらの土地を持つ豊能町にとっては、企業からの寄附は十分見込めます。

つまり、この利点を生かし、財政状況が厳しいが、まちづくりを進めなければいけない豊能町にとっては、企業版ふるさと納税を積極的に活用すべきと要望してきましたが、現在のその状況はどうでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

本年11月に企業版ふるさと納税の寄附ですね。これを受けるための必須条件であります地域再生計画の認定を受けることができました。これによりまして、今後は企業とのパートナーシップの構築に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

これからもどんどん進めていっていただいて、まちづくりの活動をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、大問1問目に確認させていただきました豊能町の特徴や長所に着目しました具体的な事業の実施について質問をさせていただきます。

まず、町の根幹をなすバス交通路線事業について。質問では、豊能町の特徴や長所を考える要素と町の特徴や長所を生かした具体的な事業や方法と分けているのですが、一度に聞いたほうがいいのかと思ったので、ちょっとまとめさせていただきます。

ですので、まちの根幹をなすバス交通事業について、豊能町の特徴や長所を考える要素とそういう活動をした具体的な事業や方法についてお伺いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼します。お答えさせていただきます。

交通関係のバスの交通路線事業について町の特徴や長所と考えられる、そのような要素はという御質問だと思っております。まず、始発であつたりしますので、比較的座って移動していただきやすいかと思っております。

また、補助金、減便、運賃値上げなどにより今のところはバスの交通路線について維持ができていくということもメリットかと考えております。

あとは多方面へのアクセスが可能であるということで、豊能町から池田市、豊中市、茨木市のほうへアクセスをできるということ、それとどちらもそうかも分かりませんが、このバス路線事業について厳しい状態である中に、比較的遅くまで便数があるということが長所として上げられるかなと思っております。

また、この特徴や長所を活用した具体的な事業方法はという御質問ですが、まず、アクセスの面でいいますと、箕面トンネルの利便性を生かしました阪急バス箕面森町線の延伸、これによって、能勢電鉄駅から広域的なネットワークを生かした幹線の整備ができるのではないかと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

最後、おっしゃっていただいたとおりと思います。始発駅であるということが重要なメリットがありまして、そういえば、東京では始発駅があるまちを特集でテレビでやったりであるとか、不動産情報のサイトが始発駅があるまちを特集したりしていま

すので、これから非常に注目されるのではないかと思います。

そんな意味からも、北大阪急行の延伸に合わせて、能勢電鉄と北大阪急行の駅、始発駅同士を結ぶことによって、その間の土地が全てツーウェイになるというのは、うちの町にとって、非常に大事な話だと思いますので、ぜひともこれは進めていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

そんな意味からも、これについて何か補助金とか、企業との連携について今何かやっておられるかについてお伺いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

補助金についての御質問だと思っておりますが、阪急バスに委託しておりますリレー便については、現在、町負担額の約8割に特別交付金が交付されております。今後は国の制度の活用や企業との連携について、ますます検討してまいらないといけないかと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

交付金も活用されているということなので、まずはいろいろほかにも補助金もあるかと思えます。例えば、企業版ふるさと納税ということも活用できるかと思えますし、また、地域公共交通確保維持改善事業というものがありまして、これも地域間の交通のネットワークを形成する地域間の幹線運航について支援をするとか、そういったことの補助金としてあるようですので、そんなこともお考えいただけたらどうかと思えます。

それと、北大阪急行の延伸がほぼ行政と

して決まっておりますが、これに合わせてバスの開通も考えなければいけないと思うのですが、今現在のバスの開通の進捗状況はどんな感じなんでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

現在の進捗状況ということでございますが、箕面森町線の延伸につきましては、令和5年度の北大阪急行延伸に向けて現在、大阪府、箕面市、豊能町及び箕面森町におけるバス路線検討会において協議をしている最中でございます。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今、検討しているということですが、これは北大阪急行の延伸ということがありますので、それに沿って確実に実施していただきたいと思えます。そのあたり、進めるに当たって、できそうなのか、それとも何か課題があって、なかなか進まないものなのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

課題ということでございますが、阪急バスのほうからは、バス業界の運転士不足、それから能勢電鉄駅への接続する道路状況とか、路線延長による費用の負担、またコロナ禍における乗客数が減少しており、見込みができなくなっている。そのようなことが今、課題として上げられております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

課題も伺ったようにあろうかと思うので

すが、町も計画を作って、実際バス路線の事業者とも事前にこれまでも十分にお話をされていると思いますので、ぜひとも、この北大阪急行延伸の折には、この開通を目指して頑張っていたきたいと思います。

この路線が開通する、開通しないで、この豊能町は大きく変わると思います。これができたら、本当にこの町は発展すると思いますので、そのあたりぜひともよろしく願います。

次に2番目、豊能町に多くの来訪を目指して、地域資源を生かした観光施策など、交流人口の増加事業についてお伺いいたします。先ほどと同じように、豊能町の特徴や長所を考える要素、またそれを活用した具体的な事業や方法についてお伺いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

おはようございます。それでは、私から今の御質問についてお答えさせていただきます。

地域資源を生かした観光施策などということですが、まず本町の特徴でございますとか、長所と考えられる要素といたしましては、まず大阪市内から約1時間で来訪できるアクセスの良さ、東地区に点在しております歴史を感じることができる石仏、特に高山地区では、高山右近の生誕地ということもございまして、いろいろな歴史を感じることのできる資源があると。また、西地区では高台寺ですとか、吉川八幡神社といった神社仏閣、あるいは大阪緑の百選に選ばれました初谷川の溪谷といったものがございまして、里山の風景を楽しむことができる資源があると。

豊能町といたしましては、こうしたもの

を融合いたしました自然と人とが共生する豊かさが本町の特徴であり長所であると考えております。

特に、東地区、このあたりにつきましては、近年バイクでツーリングを楽しまれる方、あるいはサイクリングを楽しまれる方が非常に増えております。我々として、そういった方々に対して、どういう観光資源を提供する施策をしていくかというところがポイントかというふうに思っております。

具体的に取り組んでおります取組といたしましては、東地区、こちらのほうでは平成29年3月に農×観光戦略推進計画というものを策定しております。こういったものに基づきまして、いろんな施策を展開してきているところではございますが、カフェやレストラン、民間事業者のそういった拠点、滞在拠点づくりを支援すること、それと志野の里を拠点といたしまして、歴史的な観光資源や豊かな自然を体験し、楽しむことができるような仕組みづくりに努めております。

また西地区におきましては、先ほどおっしゃっていただいたように、妙見口駅を中心といたしまして、ハイキングや散策を楽しめることによりまして、吉川地区の里山の景観、あるいは初谷川溪谷の自然を楽しむことができるよう、いろんな支援に努めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

東地区ではカフェとかレストランとか、拠点作りを進めておられるということで、西は妙見口ということですが、先ほど話をさせていただきましたように、町長の所信表明の中では、妙見口駅前

と高山右近生誕地の開発について考えているということだったので、それはそれで進めていく必要があるのではないかと考えております。

例えば、西地区でいうと、妙見口駅前ですと、特徴としては、妙見山の玄関口である妙見口駅が町内にあるということ。まずは周辺では様々なイベントが今でも実施されているといったようなことを考えますと、一つは登山用のお客さんのために、例えば、東京の登山の名所である高尾山です。あそこでは、駅の前にスーパー銭湯を誘致しておられるということで、登山をして汗をかいて、お風呂へ入って、お酒を飲んで帰るといったような、そんなこともやられて非常に町が潤っていると聞いています。

また、一方で、様々なイベントをやられているので、これを集約する。例えば、第1日曜日にみんな集めることによって、この町、この妙見山の周囲、妙見口駅には第1日曜日に来れば、何かあるぞというような、覚えてもらえるようなことをしたらどうか。

これは枚方市、枚方駅の周辺で、毎月第2日曜日に市を開いていると。ここは非常に人がいっぱい、にぎわっております。そんなことから、こういったことを私は進めていくべきではないのかなと。財源については、企業版のふるさと納税、これが使えるのではないかと思いますし、また、第2期総合戦略の国の基本計画の中でも、稼ぐ地域を作るとか、地方とのつながりを築いて、地方への新しい人の流れを作るといったことで、交付金も望めるのではないかと思いますので、そのあたりについて、町長も所信表明でも述べられておりますので、まず妙見口の開発については、今後、どのように進められるのか、何かお考えがある

のかについてお伺いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おっしゃるとおり、にぎわいを作っていくと。候補地は妙見口、それから高山というところ。このにぎわいを作るという演出のところは、やはり地域の団体の方々、例えば、マルシェでありますとか、妙見口でいくと、能勢電さんであるとか、そういう団体の方、その行事をうまくマッチングをさせて、一つのところに集約をしながら、それが活性化するということが重要だと思っております。

したがって、そういう形で第1日曜日、決まった日に何か行けば、非常に楽しいことがあるというようなことが本当に必要で、今年度、実はやっていこうという形で地域の方々とも進めていたところなんですが、コロナ禍の関係で延期になっているというような形になっておりますが、これはまた進めていきたい。

あわせて、そういう方々へのインフルエンサーということではありませんが、豊能レポーターも、そして団体の方の豊能体験会も含めて、それらを今度はウェブ上でとかいうような案も出ています。まだ具体的には進んでおりませんが、そういう形のマッチングを町はしっかりと取っていくという形が重要だと思っておりますので、まだ成果は現れておりませんが、しっかりと展開していきたいと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

実際に、進めておられるということですので、ぜひ進めていただいて、イベントの集約化とか、それについてのにぎわいを増

やしていただきたいと思います。

あと一步は、先ほど申しました、これはハード事業でなかなか難しいかもしれませんが、温浴施設、こういうものが来れば、非常に発展すると思いますので、その辺の検討についても今後進めていただきたいと思います。

次に、高山右近の生誕地についてですが、これについても皆様御存じのように、ローマ教皇から福者を認定された歴史的偉人である高山右近生誕地は、本町にあるというのは非常に大きな特徴というか、メリットであると思います。

まずは一方で、高山小学校跡地、今の高山コミュニティセンターという拠点が既にあるということもメリットであると思いますので、今でもたくさんのクリスチャンの方がミサでいらっしゃったりされていると伺います。

そんな意味からも、例えば、この高山右近生誕地、高山コミュニティセンターに訪問しやすいように、今の幹線道路からコミュニティセンターのほうにバスが入られるような道路を作って、そこにバスがとめられるようなことをされるようなことをしたらどうかと思います。

この財源についても、先ほどの企業版ふるさと納税といったことも活用すれば、可能だと思いますけれども、そのような高山右近生誕地の開発について、何かお考えか、これは町長が所信表明に掲げておられますので、お伺いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

高山右近の生誕地であります高山地域というところがございますが、これまでも議員おっしゃっていただいているようなミサ

をやられたりということで、いろいろ高山右近を支援としまして、いろんな取組をしてまいりました。今年度は、右近サミットということで、高山右近に関する自治体で取り組んでいけないかということで、一定の予算化もさせていただいて取り組もうとしていたところ、コロナの関係がございまして、それもとまっております。

ただ、発起人、おっしゃっていただいている奈良県の宇陀市というところとは連絡を取っております、これについては引き続きやっていくというところがございますので、これについて取り組んでいきたいと思っております。

あと、ハードというところがございますが、これにつきましても、なかなかこれまでもそういった検討はしてきたところがございますが、なかなか実現までに至っていないところがございます。

あの高山地域というところ、別のところで圃場整備という取組も地域で考えていただいておりますので、そういった取組と併せて、何ができるのかというところは検討はさせていただけるのはできるのかと思っております。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

ソフトでは右近サミットを考えておられる。またハードでも圃場整備と併せて検討していきたいということですのでぜひ期待しておりますので、財源は、企業版ふるさと納税になどを活用しながら、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2番目といたしまして、子育て層を中心とした定住人口の増加事業について、その人の特徴や長所を考えられる要素と、

それと活用した具体的な事業や方法についてお伺いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

お答えさせていただきます。子育て層を呼び込むための定住人口の増加についての御質問だと思っております。

特徴や長所というところでございますが、先ほども申しましたとおり、交通アクセスは充実しているかと考えております。車で移動については、インターチェンジに近くて、アクセスが良いとか、空港も御利用される機会は少ないかと思いますが、近いということも言えると思います。

それから、西地区においては能勢電鉄の駅が3駅ありまして、徒歩で電車を利用できるエリア、住宅地が広いのではないかと考えております。

また、大阪梅田まで電車で1時間、車で1時間、意外と便利で市内の通勤も可能ではないかと考えております。

また、子育てをしていただく際には、環境が良い、それから治安も良いと思っております。今回、小中一貫校における教育の充実というのもしていくとなっておりますので、これも定住人口増加策につながっていくのではないかと考えております。

また、待機児童がゼロですとか、豊かな自然環境を活用して、情操教育をこれから進めていく、教育としてはそのあたりが長所になっていくのではないかと考えております。

あと、地価が非常に安いということで、一戸建て住宅が安価で購入できるのではないかと。通勤されるときにも、これは交通になります。始発駅が妙見口駅にありますので、比較的座って移動していただける、

それが特徴でしたり、長所であったりというふうに捉えております。

これからの具体的な事業の取組については、そのような手法は考えているのかという御質問だと思うのですが、非常に子育てに適した環境ではあると思っております。

ただ、呼び込む策、子育て政策、このあたりが非常に今のところ少ないように感じておりますので、今後は子育て施策について積極的にPRし、進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今、おっしゃられたように、アクセスもいいし、教育もいいし、豊能町のメリットはいっぱいあると思います。私もそう思います。どうやって呼び込むかという話でございますけれども、町長も所信表明の中で書かれていますように、人口流入策として、箕面森町の企業団地従業員に本町の転用を促進するとともに、空き家再利用化を図ってまいりますというお話もございまして、私もこの発想で、ぜひとも箕面森町の方への企業の情報提供、また広げて在阪企業の方にも、この豊能町の良さを知らせてもらうことによって、人口流入したらどうかと思います。

特に、池田泉州銀行等と連絡を取れば、恐らく在阪企業の情報も頂けると思いますので、また子育て層、つまり人口を増やす、子どもを増やすというのは国策でもありますので、これは企業さんも非常に理解を得やすい。乗ってきやすいと思いますので、そんな意味からも町長の所信表明や、またこんな発想から在阪企業と連携して、箕面森町の企業などとも連携しながら、子育て層に対しての不動産の情報の提供ということをやられてはどうかと思いますけれども、

町長、いかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

もう御承知のとおり、箕面森町のところ、いわゆる建設工事が進んでいまして、私も就任してから全企業団地のところを回ります。企業の方々は従業員が住める場所、それから通勤というところで、大阪市内から能勢電からの通勤、そういうところが非常に課題ということで一緒になって進めていきたいということもおっしゃっておられました。

それから、賃貸ということで、住宅の中の空き家が、昨日も管野議員からチラシがあったとおり、本当に今物件が表面化をしてきていないというのが課題であります。出ればすぐに売れるというところもあるということで、ときわ台は逆に転入者のほうが増えたということになります。

それらも含めて、ハウスメーカー、それから流通化ということが必要ですけれども、今、池田泉州銀行のほうともお願いをしているのですが、就活ではありませんが、今、将来的に家が空くというところのものも出てきます。

それから、資産形成というところで、今の家で活用する。それから空き家となっているところを流通化させないといけませんので、それらを含めてセミナーという形で少しでも皆さんのお役に立てるようなセミナーができないかということを考えています。

それから、特に我々のところでいくと、町外の方のお住まいの方が空き家という形で持っていますので、ウェブ配信でありますとか、そういうところとほかの企業とも含めて連携をして、それらが我々のホーム

ページのところに逆に行きつくとか、そういう形も考えていきたいと思っております。

まだこれは進めているところですが、そういうような考え方で、特に空き家の流通化をしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今、お話がありましたように、町外の方への情報の提供を進めつつあるということですので、ぜひとも豊能町のメリットを広げていていただきたいと思います。

また、今、住宅メーカーというお話もあったのですが、住宅メーカーと連携をして、協定を結んだらどうかと思っております。テレビを見ていると、実はある住宅メーカーが20歳代の若者をターゲットに、月々払っているあなたの家賃で家が建つ20代の家ということで宣伝されています。

豊能町は、当然、家を建てるためには土地が必要です。土地が安いということもありますので、この住宅メーカーが目指す、20歳の人に家を建ててもらおうというニーズはお互い合ってくると思うのです。ですので、こういったところとお互い連携をしてやっていけば、この住宅メーカーも非常にいいし、その人にとってもウインウインだということですので、ぜひともこういったところであるので、こんなところにお声かけいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。前回もそういう御提案をいただきまして、またそこまでお声かけられていませんけれども、ハウスメ

一カーとして、低価格から若者向きの家を建てる、タマホームさんでしたか。そういうところも進めていきたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

ぜひ進めていていただきたいと思います。このあたりでは茨木市のほうに拠点もありますので、近くですので、一度話を進めていていただけたらと思います。

次に、次世代につながる農業の活性化事業ということで、こちらについて豊能町の特徴や長所と考えられる要素と、それを活用した具体的な事業や方法についてお伺いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

まず、農業というところで特徴や長所と考えられる要素ということでございますが、本町の主要な農産物は稲作を中心とした米の栽培でございますけれども、中山間地にあるということから、日中と夜間の寒暖差を利用し、農家の皆さんが路地栽培によりおいしくて、甘みのある野菜づくりに取り組んでおられるというところでございます。

こうした長所を生かすということで、何をやっているかということでございますが、こういった米とか野菜の栽培に取り組んでおられる農家の方々を支援し、町の農産物を広くしていただき、利用していただけるように農産物の直売場を設けまして、志野の里でございますが、そちらの運営について支援を行っているところでございます。

また、こうした野菜作り、米作りがいつまでも生産性の低下を招くこともなく、継続して行っていけるようにということでご

ざいまして、農家の方々の御高齢化によりまして、そういったことの懸念がございますので、新規就農を希望される方を対象に就農支援塾を展開いたしまして、新たな農業の担い手の育成に努めております。そういった方々の出荷できるレベルにまで、いろんなところに育成して、農業の生産力の向上に努めているといったところでございます。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今伺いましたら、志野の里で売れるようにするであるとか、今、新たに農業の塾を開いて、新たな方を育成するというお話がございました。

そういったことも進めていていただきたいと思うのですが、一方で、農家の高齢化、後継者不足は大きな問題であります。また、一方で農業に関心がある人もたくさんいる。大阪市内にある。都心からも近いということもありますので、できましたらこういった都心の人と町内外の農業の方が集えるようなプラットフォーム作りをしていただくことによって、最初はお手伝いから始めて、最終的にはうまくいけば、後継していただけるようなことができるような、そんなプラットフォーム作りをしてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

町の農業に関心のある方と、それとこちらで農業を営んでいる方のマッチング、組合せということでございますが、先ほど申し上げました就農支援塾というところが、

その一つ機能を果たしているのではないかと考えております。

これまで平成29年度から取り組んでまいりましたが、平成29年度が7名、30年度が6名、元年度が11名、今年度は8名ということで受講者のほうはそれなりの数字が維持できている。受講後の状況につきましても、農地の貸借をされて実際に農業に携わっておられる方も10名程度はおられるということでございまして、高齢化に伴いまして、後の空き地、遊休地化していくところを防ぐという一定の成果が上がっているというところでございます。

それと、町の農家資格を持っていらっしゃる方等々が豊能町のほうで農業をやりたいということでおっしゃってこられた場合には、うちの活用できる農地を紹介して、そういった方々が農業をこちらのほうで営んでいただけるような支援については、取り組んでいるところでございまして、そういったこと取組を今後も継続していくことによって、豊能町の農業を維持していきたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

そういったマッチングについて進めていただきたいと思いますので、さらにお願いたします。

ただもう一方で、農業をやってもなかなかその売り先がないという問題も出てくると思います。そんな意味で、豊能町の食材、野菜をできる限り豊能町産として、給食の食材として使うような形にしてはどうか。

今回、豊能町の小中を一手に担う給食センターといったものを作られるということですので、一定量の作物の需要を見込めます。そうすると、新たに就農した方が必ず

買ってもらえるという道があれば、豊能町でも農業をやっていこうというふうになるかと思っておりますので、そういった意味で、給食を活用した新たな農業操業といったことについて考えていただけたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

豊能町で採れたものを学校で給食の食材として提供するというところでございますが、食育という観点から、過去にそういった取組もしてまいっているというところはございます。ただ、議員がおっしゃっているように、どれだけの供給量があって、安定してどれだけ供給できるのかというところは、今後、農家さんとも協議して、検討していかなければならないことだと思っております。

食育という観点から申し上げますと、そういったことは有効ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

ぜひ進めていただきたいと思います。本当に、豊能町は良い長所もありますし、これを活用した補助金も活用しながらまちづくりを進めていただきたいと思います。これを要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

なお最後に、治療中のためにお聞き苦しい点があったことについておわび申し上げます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（永谷幸弘君）

以上で、田中龍一議員の一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○議長(永谷幸弘君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、長澤正秀議員を指名いたします。

長澤正秀議員。

○1番(長澤正秀君)

1番・長澤正秀でございます。議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。理事者の方においては、分かりやすい前向きな回答をよろしくお願いいたします。

まず初めに、セルフネグレクト、自己放任ということですが、その対策についてセルフネグレクトは、生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようとする気力がなく、周囲に助けを求めることをしない。自己放任状態を指し、孤独死やごみ屋敷の原因とも言われています。

一見、独り暮らしの高齢者の問題と思われがちですが、そのきっかけは、配偶者や家族の死、自分の病気やけが、人間関係、仕事をやめた、失ったことによる生活苦など幅広く、資料として、ちょっと暗いので見えにくいと思いますが、こういうものがあります。

その中で、年齢や孤独の独居に関係なく陥るという可能性があるセルフネグレクトに陥っている人、自分から支援を求めることがないため、家族や近隣の方の気づきが必要ですが、今、コロナ禍の中、人付き合いが自粛し、一方でセルフネグレクトの原因の一つ、仕事を失った人が増えております。

行政としての対応、対策が急がれると思

います。現在、何人ぐらいの方がセルフネグレクトに陥っているか、町として把握されているのかをお聞きします。

○議長(永谷幸弘君)

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長(上浦 登君)

お答えさせていただきます。結論から申し上げますと、正確に把握はしていないという状況でございます。といいますのも、既に障害福祉サービスや介護保険サービス等を御利用いただいている方、それから民生委員を通じてとか、福祉委員を通じてとか、何らかの形で私ども行政とつながっている方につきましては、サービス提供事業者等が異変をキャッチできるという状況でございますが、議員がおっしゃっていただきましたように、ふだんから御近所につながりがない。何のサービスも受けずに、引き籠もっておられる方、これらの方をなかなか把握できないということで、何らかのきっかけで外部と、外部、地域住民の方々、行政とつながりがない限り、それを把握するということは大変難しい状況でございます。

○議長(永谷幸弘君)

長澤正秀議員。

○1番(長澤正秀君)

そういう難しい状態とは分かりますが、今後、調査把握する必要があると思いますので、その予定、方法とか、そういうのはあるでしょうか。

○議長(永谷幸弘君)

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長(上浦 登君)

先ほども申し上げましたけれども、セルフネグレクトの方の調査、把握はその方法が非常に難しいということがございまして、

現在のところ予定はしておりませんが、この件に関しましては、自治会や民生委員、福祉委員などの協力を得て、地域の皆さん、御近所が共同で助け合えるまちづくりができれば、異変を早く早期にキャッチできる機会も増えてまいると考えてございます。

ただ、構築は直ちにはまいりませんので、当面は地道にセルフネグレクトに陥るリスクのある相談として、鬱病をはじめとした精神疾患、知的障害や身体障害、生活困窮、ひきこもり、8050問題など、これらの相談者に対して、福祉相談支援室がしっかりとつながりを持って、支援して、そうしていくことでさらに地域の皆さんと連携を深めていきたいと考えてございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

地域、そういう方というのも重要なことだと思います。高齢者の方は包括支援センターが把握しているのかとは思いますが、その人数、または65歳以下の方は住民課、福祉課、農林商工、若者の就労相談とかありますよね。そういうのでも把握とかはされていますでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。年齢にかかわらず、私ども総括して福祉相談支援室、こちらのほうで相談をさせていただいているという体制を取ってございます。

ただ、福祉相談支援室、ここではそうは申し上げましたけれども、上半期の相談の中でセルフネグレクトと認知した事例はございません。

セルフネグレクトに陥るリスクのあるケース、これは存在するというところでござい

ますので、そのケースを申し上げますと、生活困窮の相談、これが実人員で15人程度、ひきこもりの相談、これが実人員で30人程度、8050関連でいきますと、10人程度、精神疾患の相談では75人程度、知的障害者の相談程度で40人程度、身体障害者及び難病患者、この方々の相談は実人員で20人程度ということになってございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

セルフネグレクトというのは、判断がしにくい状態なのか、それ以外でもいろんなケースがあって、今の数でもすごい人数が相談を受けていられるということで、包括支援センターも大変忙しいのだと思いますが、このセルフネグレクトというのは、特殊な今までであまり聞いたことはないけれども、いろいろそういう状態に急に陥ったりということがあるので、ここから今、相談を受けている方から、どんどんそういう方向に傾いていく方もあるかもしれないので、そういうのは注意していただきたいというのがあります。

それと、あとは若い方、年配の方、みんな幅が広いということで、役所とのつながり、住民票を取りにいくとか、納税証明をあげにいくとかということで、役所に見える方もあると思います。

そうしたら、全くつながりがないかといったら、ゼロではないですよ。こういう問題もテレビでも取り上げてやっていたが、担当者の方が、自殺されたのかな、亡くなった方があって、ちょっとでも話が聞けたらよかったのに。ほかの課でも、ほかの部署でも、そういうきっかけで来てはるのは来てはったけれども、声かけることができなかつたというので悔やんでいるシ

ーンがありましたので、そういうので幅広くケース・バイ・ケースで見えていただけたらいいかなと思います。

セルフネグレクトの関係相談があった場合にでも、その情報は福祉相談室につながり、それから社会福祉、精神科医、診療内科医など、専門職の対応ができるような体制というのができているか。今後作っていくかということをお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

関係機関や御家族、それから御近所から相談があった場合、現在のところは直ちに福祉相談支援室につながるという状態までは行っておりませんが、関係部署や機関との連携については、できるだけ進めていくように心がけてございます。

相談が実際にございましたら、その実情、それから情報収集を行いまして、医療の対応が必要なのか。福祉や介護のサービスが必要なのか。それらをアセスメントをさせていただいて、その方の状況に応じて、先ほど議員がおっしゃいましたように、関係機関、それから専門医等々、保健所も含めまして、協力を得られるよう体制を整えていきたいと考えてございます。

背景が様々なために、ここでの対応が重要になってくると私どもは考えてございませぬ。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

セルフネグレクト関係、この情報は、一応窓口としては、福祉相談室が集約しているのか、固定はしないで、いろんな世間話される窓口ということもあるので、そういうので各課、部などにつながって、共通し

てそういう話があったということをお皆さんで連携して伝えていただけたらいいかなと思います。

福祉士を配置しているかどうかというのも、他の専門分野、医師との協力とか、そういうお医者さん関係ですよね。そういうふうな連携までは今後、考えてはおられるのでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

先ほども申し上げましたように、ケース・バイ・ケースということになってございまして、例えば、高齢者が服薬を拒否されている。これもセルフネグレクトの一種ではないかと思っておりますが、その場合は、地域包括支援センターのスタッフが、医療機関と連携をさせていただいて、支援を行うということで、その支援が前に進んでいるようであれば、福祉相談支援室までは行かない。

例えば、その方が生活困窮によって服薬をとめておられるケースということで、少し違う要素が入ってくるということになりましたら、福祉相談支援室がまた連携して入ってくるということもございまして、個々のケースまで連携をするか、しないかということですみ分けをさせていただいているところもございませぬ。

先ほど議員がおっしゃいましたように、専門員との関係でございませぬが、これについては、それぞれの個々の背景をきちんと理解をさせていただいた上で、適切な対応をしなければならぬと考えてございませぬので、精神科医、内科医等の医療機関、先ほど申し上げましたように、保健所、その他関係機関と連携を密に取って、協力体制をとる必要があると考えてございませぬので、

今もしてございますが、引き続きさせていただきたいと考えてございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

これは、今までの話でいくと、相談に来られた方、相談を受けた町が相談を受けた場合の対応や連携体制ということで、お話を聞かせてもらっていますが、セルフネグレクトになっている方というのは、そもそも外とあまりつながりを持ちたくないのが基本にあったりとか、身なりを気にしなくて、穴の開いた服を着ているとか、季節外れのものを着ているとか、認知症と似たところもあるかとは思いますが、そういう変わった方が窓口に来られたという情報も共有していただけたらいいかなと思います。

自ら支援を受けないということで、家族、周りの気づき、情報というのは、多くの住民さん、今説明のあったように、民生委員さんがすごく大変なことになっていくのかなと思います。それ以外に何か新しくこういう策を練ってみようとか、こういうのはどうだろうという新しい戦法を探すようなことは町として何か考えておられるかお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

議員がおっしゃいましたように、外とのつながり、これをできるだけ作っていくということが非常に大事だと考えてございまして、それには先ほど申し上げました自治会、民生委員、福祉委員、各種団体の方々、皆さんに御協力を求めなければならないと思っております。

ただ、こういった方々が、ここのお家の方はあまり見ないなということで、入りた

いのだけども、入る材料もないし、きっかけもないということもございます。このコロナ禍でございますので、余計にそういうことがございますということで、テスト的に、今年から始めた取組が一つございまして、御紹介させていただきます。

社会福祉協議会が地区福祉員の協力を得まして、地域がつながることを目的に、つながりプランター事業を始めてございます。これは目的としまして、先ほど申し上げましたように、何か材料がないと入っていけないということで、このつながりプランター事業をはじめまして、参加者全員が同じ種類の苗、これをプランターに植え付けまして、それを参加者が各家に持ち帰り、水やりや追肥、それから草引き等を行い、収穫までを体験するというので、こんなのありますが、しませんかというような材料にさせていただくということで、進めさせていただきます。

この秋は、マナを植え付け、吉川ときわ台地区、光風台地区に試験的に取り組んでいただいているということで、御近所付き合いが希薄化している中で、地域で同じものを植え、成長を見守る中で、参加者同士が声を掛け合う機会が増えたという好評を頂いております。

来週もする予定でございまして、ピーマンを植え付けるということで聞いてございます。町といたしましても、この事業はつながりツールとして非常に有効であると考えてございます。より多くの地区が参加されるようバックアップしてまいりたいと考えてございます。

また、福祉相談支援室では、住民の方が気軽に相談に来ていただけるよう、PRを今後も進めていきたいと考えてございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

なかなか収穫あるもの、出来栄えを皆さんで相談、話し合いとかできるので、会話も増えていいかと思います。

このように、役所のほうが何か言うてくるのを待っているのではなしに、こっちから出向いていくような、そういう形の探し方、落ちていないかというのを見つけていただく方法が特に有効ではないかと思いました。これはいい案だと思います。

それとあと、今、苗とかになると、割と年配の方が多分参加が多いのかなということで、若い世代、子育て世代の方では、コロナ禍の中で新規だったら就職の内定取消しとか、また仕事を辞めた、失ったという生活困窮など、それと精神的なストレスから引き籠もり、やる気がなくなってしまうようになって、結局セルフネグレクトに陥っていかないかという、それも懸念される場所です。

それで若い世代の状況は、そこまでは把握しているのかどうか、どのように対応していくか、方法があるのであればお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございます、土いじりといいますか、そのあたりは比較的収穫物を含めて、その年齢からいうと少し高めの方々がおられると。それでこのコロナ禍で就職先もないというような、その若い層、若年層についてはなかなか把握することはできないということで、そこは私も苦慮してしまっていて、どうしたらいいのかというところでございますが、先ほど申し上げましたように、この4月から福

祉相談支援室というのを立ち上げまして、ワンストップで相談を受けようということで、これをやはり先ほども申し上げました自治会、民生委員、地区福祉委員、この方々にまず支援室も認知いただくと。そこに連絡したらとにかく行政が動くというような体制を知っていただくということで、その地域で何か起こっていることについて、その方々の御協力を得て連絡いただいて、行政が動くという地道な活動をしていくということで進めていきたいと考えてございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

地道な作業と、それと広報というのですか、そういうのができればということで、こういうのも町でもつくっていますよね。それでこういうリーフレットのセルフネグレクト版というのですか、そういう形のもまた一度検討されてはどうかとは思いますが、そういうのはこういう小冊子などのリーフレットを、それでホームページですね、それで広報とか、そういうので何かまた今後展開は考えておられるか、お聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

本日、御提案いただきましたので、行政としても検討させていただけたらと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

この問題はなかなか手を挙げてくれない方が多いというので、こっちから探す探し方もしつこいと嫌がられて、余計に離れて

しまうというので大変難しいと思いますけれども、リーフレットやそういうのももっと、文章がなくて絵だけのとか、簡単にぱっと見てああと分かるような感じのもののほうがいいかなと思うので、そういう形でまた検討いただければいいと思います。

そしたら次の質問に行かせていただきます。

シルバー人材センターについて、昨日も秋元議員の質問があって、内容がかぶるかとは思いますが、確認を兼ねてまた続けて質問させていただきます。

昨日もそうですけども、シルバー人材センターを利用した人から、料金が高過ぎるのではないかとと言われることが多くなったということで、シルバー人材センターに依頼すると、働いたシルバーの人に払う金額のほかに、シルバー人材センターのほうへ手数料が入る。それは手数料は必ずかかるので要するというんですけども、それが事務手数料が15%、それと材料費として14%、合計で29%です。約3割高になるということで、額が小さいと分かりにくいとか、さほどではないかとは思いますが、額が大きくなるとその差がかなり大きくなって、頼みはる方はちょっとつらくなってくのではないかなと思います。

それで、この中の事務手数料というのは、何を根拠に決めているのか。それとあとは上限、最高はここまで上げますとか、そういうのはあるんでしょうか。そこに関してお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

それではお答えさせていただきます。

事務手数料の件でございますけれども、まずシルバー人材センターといたしまして

は企業や家庭、あるいは公共機関、団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材センターの会員の皆さんに仕事を提供するために、センターの事務経費として就業先から会員への配分金のほかに、そういった手数料を徴収されているということでございます。

豊能町のシルバー人材センターにつきまして、その事務手数料はどうかということでございますが、請負単発就業、これは剪定とか草刈りの業務でございますが、これについては平成27年5月から、公共とか企業から請け負います請負の事業については平成28年4月から、それぞれ配分金額の15%とされているところでございます。

事務手数料につきましては、全国的に見ましても8%から20%と幅がございます。それで府内におきましても8%から15%と、地域によってばらつきが見られるところでございます。

事務手数料の割合というものにつきまして、特にその法令等で定められたものはございませんでして、シルバー人材センターがそれぞれ地域で独自に決めておられるものでございまして、本町のシルバー人材センターにおきましても、事務費の徴収として受注先より配分金額の15%を徴収するということについては、シルバー人材センターの中で決定をされまして、そういったものについては運営要領というところの中に別に規定されているということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

一応、手数料については各自治体によって違うということになっていることが分かりましたけれども、豊能町は仕事の数、量ですか、それが多かったらその手数料が安く

なるのか、それこそ数が少ないから手数料が高いめになるのか、そういうのは関係してくるのでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

先ほどお聞きになったのは、上限があるかということとを別にお聞きいただいてたと思うんですが、上限というのは特にございません。

今の御質問と併せてお答えさせていただきますと、一律15%を取られているということでございまして、請負の額の多寡にかかわらず、そういったことになっておることとでございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

その次に、事務手数料と材料費ということで、この材料費も何を根拠に決めているのか、使い道は何なのか、どういう使い道なのか。

それとあと、間違っていたらあれですけども、一応、剪定の場合には何か処分地、処分する場所の借り賃か何かそういうのが、負担があると聞いたような気がしますが、これはどこかに入ってたのかどうかというの、それも併せてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

材料費の件でございまして、材料費は会員の皆さんが剪定、草刈り、あるいはふすま、障子の貼り換え、そういった業務に就業する際に、発注先からガソリン代やオイル代、ふすま紙の費用など、消耗品

代として徴収されているものでございまして、平成28年10月から配分金額の14%を徴収されているということでございまして、当時は消費税の状況、あるいはガソリン代の高騰などを踏まえてシルバー人材センターの中で検討され、材料費として14%を徴収するということを決められたということでございます。

先ほど申し上げました事務費と同じように、特にその何かで定められているというものではございませんでして、それについてはシルバー人材センターの中で意思決定されているということでございます。

それで主な用途でございまして、先ほど申し上げました材料費と、また剪定とか草刈りの際に使用いたします車両関係費ということで、車両のリース代ですとか車検、保険代、そういったものを含めまして、材料費として徴収されているようでございます。

それでもう一つ別にお聞きいただいている処分費でございまして、これにつきましても平成28年10月から配分金額の13%を目安として徴収されておるようでございます。剪定された枝などのごみを処分場へ持参する際に、就業先から徴収されているということでございます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

そしたら剪定とか、そういう場合には15%プラス14%、プラス13%ということになるんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員おっしゃるとおり、事務費の15%

と材料費の14%、処分費の13%、これが最大、取られるという場合については、そういう割合が発注されたところから徴収されるということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

そしたらそう考えると、これは耳に入ってくる高いというのは、ほんまに高いんかなという感じは受けます。

それとあと作業してくれはる方ですが、そういう方についてもちょっと気になることがあって、個人の持っている草刈り機、チェーンソーなど、それは補助金とかそういうのを使ってはいけないと変わったように、これはセンター通信というのですか、これに載っているのですけども、そうすると材料費で消耗品になる刃とかガソリン、これは草を刈ったら刃も傷む、そしてエンジンのチェーンソー、草刈り機というのはガソリンを必ず入れないと動かないという形になります。それとあと、ふすまの貼り換えとかいうのは、ふすまの材料費というのと貼り換える分です。それであとのりとへらとローラーが要るか要らんか、そんなところかと思えますけれども、そうなってくると自己負担というんですか、自分の機材を使って、潰れたときにどこからも補償が受けられないと、そういうシステムになっているのでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

実際に会員の方がお使いになられる、例えば草刈りをされるときにお使いの草刈り機とか、枝を切られるときのチェーンソーとか、そういったものについては議員がおっしゃっていただいているように、会員個

人で使用する道具類は個人で購入していくのが原則ということで、これはセンター通信によりますと、大阪府のシルバー人材センター協議会からそういった指導があったと聞いております。なのでセンターのほうで負担できるのは、その材料費として発注者のほうから負担を求めているものについては消耗品代がほとんどでございますが、そういった費用はシルバーのほうが負担いたしますけれども、それ以外の実際にその就業する際に使用される道具類については、個人で購入してそれを負担していくというのが原則になっているということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

となると、ふすまの貼り換えの方はほんまの材料だけで、自分の腕で作業して、それで草刈りの方は自分の機材を持ち込んで、それが経年劣化というのか使い過ぎで潰れたのか、その作業の何かのはずみで潰れたのか、そういうので動かなくなった場合に、自分で負担せなあかんとなれば、やっぱりチェーンソー、草刈り機は3万、5万、高いのになれば7万とかになってくると、働きにいつてお金を払っているような形になりますよね。そやからそういうのは考えると、何か仕事にいつてお金を払って帰ってくるんやったら、やめておこうかと、そういうようにならないかなと思うんです。そしたらそれこそ会員の人数がどんどん減ってくるんやないかと、そのように思われますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

繰り返しになりますけども、業務に必要

な消耗品代、ガソリン代ですとかオイル代、替刃、そういったものについてはセンターで購入して就業先にその費用を請求するということが可能なんですけども、草刈り機、チェーンソーなど、業務で使用する機械や機材については会員で負担するということが原則になってくると、これも指導に基づいてそういう対応をされているということで聞いております。

ただ、今センターが既に所有している備品については、継続して使用することはやむを得ないというような対応で取り扱われているようでございまして、今は特にその会員が、例えば機材、機械を新たに買わないとあかんで、それをシルバーはどうしてくれるんですかというようなことは、直接この間のやり取りでは聞いておりませんので、今のところは現状に即した対応をされているのではないかと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

シルバーが持っている機材もそのうち潰れるかもしれない。そしたら手持ちのを使わざるを得ないとなってくる。そしたら最終的には、草刈りを頼んでもシルバーは機材を持ってませんよとなってしまうへんかというのが逆に心配されますね。

それでそんなんで、さっきも言ったように、今後そうなってくると会員さんの数が減少する。その間、会員さんの人数が減少と言えば、それこそ今回は自転車駐車場ですか、それとおでかけくんの事業がちょっとなくなった分と、ほかの方がやりはった分があって、その分で人数的には20人弱、10名以上は会員さんが減っているかなとは思いますが。

その中でセンター通信のこの44号ですが、これの中を見ると総会報告では会員人

数が111名と書いてあって、センター通信の46号には、現在の会員登録数は200名と記載があるんですけども、この会員総数と会員登録数というのは違うんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

こちらで把握している会員数と申しますと、総会のときの資料によりまして130人ぐらいおられるということで聞いております。

それで議員がおっしゃっている、その200人がもしおるということになりまして、恐らくこれは運営補助金の補助金額が変わってくるような話になってこようかと思えますので、当然そういったことであれば、恐らくセンターのほうから我々のほうに何らかの話も出てくるのかなと考えております。

ただ会員数をどこでどの時点で把握するのかということで申しますと、ただこれは毎月出入りがあるようでございまして、私もこれは会員の人数が一体何人なんだというところで見ますと、令和元年の3月末でいうと115人、令和2年3月末で申しますと130人、それでこれが4月になると109人に減っているということでございまして、やっぱり年度末のそういう出入りもあったり、年度途中の毎月ごとの変動があったりということがございまして、数字については一定ばらつきがあるのかなと考えておりますが、ただ200人というところになると、ちょっとその数字というのは、こちらとしては把握していない数字ということでございます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

この会員さんの人数によって、それこそ100名を切ると補助を受けられなくなってしまうし、増えると増えるという形ですかね。そういうのであると、どこで基準を見るのか、またそういうのは町はどれだけ把握しているかというのをもうちょっと分かるようにしてもらったほうがいいかなと思います。

それと後は次の分で行きますと、大シ協から指導があったということなんですけども、聞いたのは何の指導がシルバーに入ったのかというのが、どういう指導を受けたのか、注意なのか警告なのか、何があったのか、そういうのをお聞かせ願えますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

この指導でございますが、先ほどの御質問の中で、私のほうでお答えさせていただきました指導でございます。会員が個人で使用する道具類についてはセンターの経費で購入してはいけないと、会員個人で使用する道具類は個人で購入するのが原則であると。こういった指導が行われているのでございます。

それでセンターのほうでも、こういった指導があったということで、会員の皆さんに周知もされておられるようでございまして、令和2年5月に行われました定時総会でも議案の審議に合わせまして、そういった取扱いについて会員に御説明され、理解を得るように努めておられるということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

私がちょっと聞いたのは、指導があったのは耳に挟んだことなんですけども、町のほうに指導があったんじゃないかと。運営の件に関しては大変厳しいから、もうちょっと寄附か何かをあげなさいよと、大シ協から町のほうに言ったというようなことをちょっと耳にしたように思うんですけども、それは違って、さっきの剪定のこととか、そういう話やったんでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

私どもの聞いている範囲では、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。その補助金云々ということでは聞いておりません。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

そしたら大シ協は、町のほうじゃなしにシルバーのほうにということですね。それもそういう形で。

それと後にまた続きまして、センター通信の43号の中、理事会報告の中で、職員の駐車場の補助割合というのが何か2台になってみたいなんですけども、これは職員さんの交通費とかそういうのが、割当てがあったらそれこそシルバーから駐車場代とかそんなのは出すような形になってたんでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

お尋ねのそのセンター通信の43号で、確かにその理事会の協議内容が紹介されておりまして、その中で職員用駐車場のセンター補助割合ということについて協議が行

われているのでございます。

それでシルバー人材センターの職員用の駐車場につきましては、隣接しております隣の町有地、吉川プールの跡地でございますが、その一部、3台分でございます。それを町から貸し付けてもらった上、確保しているということでございます。

その際、貸付料として町に支払う費用のうち、その半分をセンターが職員の福利厚生費として負担し、残りの半分をその職員が負担しているということでございます。

それで職員のその駐車場の確保、あるいはその費用の負担ということについては、それぞれ法人のお考えがあるかと思えます。それでシルバー人材センターはシルバー人材センターとして、そうしたお考えに基づいて対応されているのではないかと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

まだ何か、そこによって違うとくくられると、そうですかしかたないかもしれないけど、細かいこと、また気になることがあったら、またちょっとあれやったら同じ委員会なので、委員会のほうでちょっと話をじっくりと聞かせてもらってもいいんで、またそれはそれでさせてもらいますんで。

次の質問に、時間がちょっとなくなってきたものすみません。

次は、初谷川周辺の駐車対策のことです。今年の夏、爆発的な人気というのか、すごい車が集まってきて、えらいことが起こってしまったということで、保育所から初谷川に向かっての、川遊びに来た人たちの路上駐車地域に大きな迷惑をかけた。

その対応、対策を6月の会議で質問させていただきましたが、その後、地域自治会とはどのような話になったかお聞かせくだ

さい。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

初谷川周辺の駐車場問題でございますが、これにつきましては9月議会でも議員のほうから御質問がございました。

その際には、我々吉川自治会、あるいは観光協会と一緒に対応を協議していくという話をさせていただきました。

それ以後、我々といたしましても来年度以降、そうした今年度のような事態が起こることのないようにということでございまして、これまで2回協議を行ってきたところでございます。

それで協議の経過について御説明を申し上げますと、第1回目の協議は9月に行いまして、その際には今年の夏の状況を踏まえまして、吉川自治会の皆さんから初谷川の在り方についてお考えをお聞かせいただきまして、意見交換をさせていただいたということでございます。

ただ差し当たり来年度の対応をどうするのかといったことが喫緊の課題でございましたから、現地の状況を踏まえ、町として対応できることをお示ししながら、改めて地域として、吉川自治会として初谷川とどう関わっていくのかということで、改めてお考えを整理いただくということになりました。

その後、自治会として周辺の地域の皆さんからいろんな御意見をお聞きになり、考えを整理され、そういったものにつきまして第2回目の協議の場で皆さんからいろんな御意見をお伺いして、自治会としての考えを報告いただいたというところでございます。

それで今後はそういった自治会の皆さん

から頂いた内容について、町として検討させていただきます、また改めて年内に協議の場を設けさせていただくと、こういった予定にしております。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

協議されて、2回したということで、それで吉川地区自治会のほうからも要望、提案とか、そういう具体的なものをちょっと分かればお聞かせ願えますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

近隣の皆さんの御意見を踏まえまして、自治会として初谷川の活用についてどうしていくのかということで、検討された内容について簡単に御説明いたしますと、今年の夏は特に初谷川の河川敷まで車を乗り入れて、キャンプとかバーベキューを楽しもうとされる方が多く、周辺の混乱を招いたというところもございまして、地域としてはキャンプとかバーベキューなどの多目的なレジャー施設として初谷川を活用していくのではなくて、純粋に初谷の自然を楽しむようなレジャーを促進するという考えを基に、いろいろな考えを整理いただいたところでございます。

それで自治会のほうから具体的には、町や観光協会のホームページ等で初谷川への車での来場の禁止を呼びかけてほしい。それで能勢電を積極的に利用することで、大型のレジャー用品を持ち込まないで、自然にハイキングなどでレジャーを楽しんでもらえるのではないかとということで、やはりその初谷の自然、植物や野鳥などを生かしながら初谷川を楽しんでもらいたいという

思いを持っておられるというところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

能勢電を使ってもらって来てもらったら、それこそ乗ってもらう人も増えれば、それこそ廃線や減線の心配もなくなっていいかなとは思いますが、これも今年の夏のごみがすごかったりとか、トイレの問題があつたりとかいうのがあって、それこそ地域自治会に関しても、ごみの掃除を老人会の方々が集まってしてくれはったみたいで、皆さんお年になってくるから、いつまでもそんな掃除はできへんと、しんどなつてできへんようになっていくであろうということで、それでトイレもあれば便利でいいけども、トイレの掃除は誰がするねんとなつてきたときには、誰に任そうかと、そういう形になつて、そういう考えで自然を楽しんで、ほんまの自然を楽しんでもらうという意見が出ているのかとは思いますが。

その中で、町長の考えでいくと、豊能町にあるものを生かして、人がぎょうさん集まればいいというのがあって、そうなる町長のイメージですれば、バーベキューか何か、みんなが賑やかでというのも一つの考えとしてあつたのかなと。

それでまたそうなればトイレ、これが要るんやったら町が負担しようかと。そこまで腹をくくっていただいていたのかなとは思いますが、そのあたりの意見は聞かせてもらえますか、町長。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

腹をくくってたのかというのは、まずやっぱり地域としての資産、それを担ってい

ただく地域の方々の自治会、それからやはりその自治会の方々の御意見はお聞きしたというところです。

それで本来はやっぱりそういうところは地域とともにあるというか、共生というところが一番必要です。

それで自治会の方々が望むこと、それからいわゆるそれをさらに発展するために担っていただく、それ以外の団体の方もおられるでしょうし、今後も出てくると思います。

ですからそういう方々と今後の方向というのは詰めていかないといけないと思いますので、まだそういう結論は出ておりませんが、そういう形でやっぱり地域の資産を含めて盛り上げる、そういうようなマッチングをしていきたいなというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

長澤正秀議員。

○1番（長澤正秀君）

自然が豊かというのを売りにしている豊能町ですから、自然を純粋に楽しんでいたくのも1つだし、賑やかなのも1つだと思います。そこは十分、今後も検討いただければいいと思いますので、今後とも検討のほうをよろしく願います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

以上で、長澤正秀議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は、13時10分といたします。

（午後0時20分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高尾靖子議員を指名いたします。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

こんにちは。議長より御指名いただきましたので、高尾靖子、一般質問をさせていただきます。

お昼からでございますが、昼食の後でございますので、皆さんこれからちょっと眠たくなるような時間帯でございますけれども、ぜひとも目を光らせて、どうかいい御答弁をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

通告順に質問させていただきます。たくさん項目で質問しておりますけれども、一点一点がお答えいただけるようでしたら、丁寧に御答弁いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

教育問題について、小中一貫教育に関する様々な問題などを取り上げて質問しておりますので、その1点目でございますが、10月会議の小中一貫校施設整備事業の説明資料、未定稿でございましたが、では詳細が示されておらず、補正予算は可決されました。

学校が持つ多様な機能に留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の子どもの保育、保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な説明が求められます。

豊能の風では、小中一貫校見学で感銘を受けた印象的な言葉が記載されています。視察の成果を生かせる学校づくりが求められますが、この点についてはどうお考えなのか御答弁ください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

こんにちは。高尾議員さんの御質問に私のほうで御答弁させていただきます。

その前に、豊能町が目指しております小中一貫校につきましては、これにつきましては総合教育会議で確認いたしましたように、義務教育学校を目指しております。そういうことで御答弁していきたいというように思いますので、そのあたりのことをどうかよろしくお願ひいたします。

東・西地区の小中一貫校の整備につきましては、都市計画課を中心に、現在基本設計に取り組んでいるところでございます。

現行の施設をできる限り有効活用することなどを基本に、学校を何度も訪問し、普通教室や支援教室、特別教室の配置などについて、管理職の先生等と調整しながら検討を進めております。また小中一貫教育に必要なスペースなど、先進地視察の際に頂いた教育委員や保護者の皆さんの意見なども考慮しながら調整を進めております。

なお、説明会でいただいた意見等も参考にさせていただいております。基本は新しい学校が子どもたちにとってよりより教育環境となることを目指しております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

私は教育、豊能町の小中一貫教育ということについては、根本的には賛成ではないんですけども、2小2中というところでの、この考え方はいいと思っています。地域の方々、学校を中心に築かれてきた文化や伝統、サークルとか、こういうことが物すごくいいわけございまして、一旦切れば取り戻すことはできない、こういうことでの2小2中というところで、学校を守っていくということを進めていきたいと思っているんですが、小・中では文化が異なるので、校舎は別にしたほうがいいのじゃ

ないかと考えておりますが、この点はいかがですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

9年間をつなぐ小中一貫校の校舎建築につきましては、10年余りの間に全国で300校余りが新築、または増改築などをされ、文部科学省からも子どもたちの9年間の学びを支える施設環境の充実についての事例集が出され、町長と教育委員の意見交換会でも検討、研修資料としたところでございます。

その中で、職員室を1つにし、常に子どもたちの情報を共有することや、子どもたちの交流スペースの確保等、先進的な取組を参考に意見交換もしてまいりました。

とりわけ9年生の義務教育学校とすることから、小学校、中学校舎という考えではなく、前期4年の教室は下の階に、中期3年、後期2年については上の階に配置するなど基本に、学校とも調整を進めておるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

建設に当たっては、子どもたちの本当にスムーズな教育ができるように配慮されると思います。

しかし、今9年生ということでの検証も、東京のほうで先進的に進められてきたところでの検証が出てきている中で、小学校6年生が今まで年長で、自分たちが小学以下の生徒を5年生、低学年を引っ張ってきた、そういう誇りがあるんだけど、それが9年制というところでは低下してきているということが出てきております。

それでこれはアンケートを取られた結果

で、それは1校のことですけれども、確かに学力の低下が見られたと。中学生が面倒を見ていくような、そういう格好になるというようなことでの問題点も指摘されておりました。

そういう下での、今おっしゃった件では、配慮されていることについては問題はないと思いますけれども、9年間の一貫教育というところでの問題点が、やはり私は懸念しております。

そこで学校のことですけれども、西地区は体育館、プールは1つということになっているようですが、その点もお聞きしたいんですが、小学校用運動場は基準を満たせるのかどうか、閉塞感はどうなのか。

これまで各小学校は広い運動場で、思い切り活動してきたという、満喫してきたということがあると思うんですけれども、そういう点での小学生の心理的などころでは問題がないのかどうか。そういうところでの広さの問題です、お願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

質問の冒頭にございました、9年間をどうつなぐかということにつきましては、この10年間、全国でいろんな取組がなされ、その調査等から4・3・2制、これを採られておるところが90%を超えておるところでございます。

あとは5・4制、4・5制などが数%ずつあるというような内容で、本町につきましては4・3・2制、これを採ることを考えております。

それからリーダーシップの件につきましては、この9年間、前期4年、中期3年、後期2年ということでございますので、4年、7年、9年というところにリーダーシ

ップを取るというところで、3つの学年にそういうことが考えられるということでございます。

もちろん6年生の取扱いにつきましても、これは教育課程を編制する中で、行事等の中で、どうリーダーシップを発揮するかというようなことにつきましても、今検討しておるところでございます。

御質問のありました西地区の体育の授業に使いますのは、現行の体育館に加え新設する多目的室、前期用体育の授業に、また柔道等に活用する予定でございます。

運動場は、現在ある運動場に加えまして、これはメイングラウンドでございますが、教職員駐車場とテニスコート、前期用のサブグラウンド、前期用ですから1年生から4年生まで使うサブグラウンドとして使う予定で、広さも体育の時間割編制にも支障がないものと考えております。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

今、運動場は1年生から4年生が限定で使うという、そういう方向なんですね、確認だけします。

○教育長（森田雅彦君）

はい。

○10番（高尾靖子君）

分かりました。そういうことでお聞きしておきます。

それで東地域は運動場、体育館、プールは1つで、図書館、保健室を含め拡充することにはどういうお考えなのか、そのまま今の東能勢中学校を現状維持で使うということになるんですか、それぞれの特別教室については、その辺をお伺いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

東地区の体育の授業等に使いますのは、現行の体育館に加え多目的室での前期の運動遊び、それから後期の柔道を予定しております。

運動場は1つですが、全学年単式学級なので、時間割編制等に支障がないと計算しております。プールにつきましても同様でございます。

図書館につきましては、小学校からの蔵書が入ることから書架の増設、保管庫の設置を検討しております。また読み聞かせや調べ学習のスペースについても検討いたしております。保健室につきましては、仕切りをするなどして一体的に活用する予定でございます。

各施設や教室の活用につきましては、教科や各学年の授業時数の調整など、利用方法を工夫することによりまして、9年間をつなぐ教育活動を展開できると考えております。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

保健室は仕切りをするとおっしゃっているんですけども、保健の先生は1人で、それで中学生も小学生もそこへ、仕切りをした中に入ると、そういうことですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

例えば健康診断等がございますときに、男子と女子をきちんと仕切りで分けて、それで両方のスペースで進めていくというようなことになるというように考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

ここであまり話を長引かせるのはあれですけど、思春期と小学生という格好での、いろいろな身体的な事情や精神的な事情がありますので、そこは十分に教室を確保するように、私は要望しておきたいと思いません。

次に行きます。雨天の場合ですが、同じ時間帯に小・中が体育館を使わざるを得ないような状況があると思うんです。授業の工夫もあると思いますけれども、学校視察では小・中学校それぞれが放課後にクラブ活動ができるよう、体育館を整備している。学校の校舎内の小体育館のような形でつくられている学校もあったと思います。高槻などがそうでしたけども、そういうことでの工夫はどうか、お考えをお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

お答えいたします。

体育の授業、活動に対しましては、再編後の時間割のシミュレーションを既にしておりまして、各学年が重ならない編制が可能となっております。

雨天の場合につきましては、授業内容の工夫や多目的室の活用により、体育の授業、活動が実施できるよう考えていきます。また放課後のクラブ活動についても、同様の対応をしていきたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

小学生、中学生、体力づくり、またいろんな経験をしていくということが本当に適

切な教育だと思しますので、その点、遜色がないように、ぜひきちんとクラブ活動がある以上は、そこで活躍ができるような体制をぜひつくるように持っていただきたいと思います。これは要望であります。

それで次にですけれども、プールについては小・中学生が同時に利用の場合、これも小学生は底板で対応すると言っておられました。底板は可動式か固定式かで教職員の負担が大きくなると思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

プールの底板の設置の件ですけれども、プールについては小・中学生が共同使用しますので、底板は可動式を検討しております。

教職員の負担ということですが、負担を軽減できるよう、授業のない教職員の協力を得ることや、底板を置く場所の検討など、教育職員の連携で対応を検討しております。

また学校運営協議会もできますので、こちらの協力も要請をまたしていくことも考えておるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

私はまだ可動式がどういうものなのかは見ておりませんが、やはり水の中での動作になりますよね。そうするとやはり重いんじゃないかなと思うんですけど、それは機械で電動で動かせるとか、そうじゃなくて先生がどこかに押してやるというようなことになるのでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

底板ですけれども、シートスなどにもございます。深いプールを浅くするというところで、沈めまして浅くすると。それで当然深いところ、浅いところができますので、その辺は安全対策で柵をして、子どものけがと事故がないようにしたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

今までそういう可動式のところを見てこられて、そういう動作する、移動するに当たって、小学生がその柵ですか、ぶつかったりしてけがをすとか、そういうことは一切考えられないということになるのかどうか、その辺のちょっと危険性とか安全性とかいうのは分かりますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

今、八木部長が御答弁しましたように、シートスでもこの可動式のものを使っておりますし、私もこれまで水泳指導をするときに、その可動式のものを使われているところを見てまいりました。

沈めますと、そのところにコースロープを張って、深いところには行けないような形を、安全性を確保しておく、そういうような工夫をしながら指導しておるところでございます。

そんな安全対策につきましては、それだけではなしに、水泳指導につきましては命に関わることでございますので、指導体制等を、また安全体制等を十分に、これは配慮しながら指導いただくようにしたいとい

うように思っておりますし、また今検討しておりますのは、シートスのほうと連携しながら、指導員等の派遣というんですか、指導に当たっていただく。そういうこともやっていただけないかなというようなことも検討中でございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

これは十分にけがのないように、また先生方も、そうした子どもたちが夏に毎日のように使うプールになってくると思うんですけれども、その点の先生の研修とか安全性についてしっかりと研修していただけるような体制を取ることが大事だと思うんですけれども、その点は強く要望しておきたいと思います。

次に図書室ですけれども、小・中学校は別々に設置すべきと思っております。

先ほどはそういう別々とはおっしゃってなくて、同じ部屋になるような、そういう説明だったと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

図書室についてでございますけれども、図書室につきましては児童生徒の見やすさや利用のしやすさを考え、対象学年ごとの配架を工夫するなど、学校図書司書の意見を取り入れ1室での対応を検討していきます。

また1つの図書室にすることにより、1学年から9学年の交流も期待でき、子どもたちの育ちを考えた場合、教育的にもふさわしいと考えておるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

これからいろいろと配慮されていくと思いますけれども、専門的な見地で図書司書の方たちも研究されていると思いますけれども、そういう小学生から中学生の指導に当たって、読書の薦めをいろいろされると思うんですけれども、図書司書はそれで小・中と一人ずつということの配置になるんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

この教室等の配置につきましては、全体的に言えることなんですけれども、特に東地区については小学校、中学校の管理職、教頭、校長さん、それと義務教育課が週に1回、もしくは2週間に1回、話をずっとしておるところでございます。

それでこの司書の配置につきましては、学校が義務教育学校1校になった場合には1人になるかと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

今、小・中で何百人に1人、2人、そういう配置基準があるのかどうかについても、あると思うんですけれども、その点はきちっとした配置を守っていただきたいと思います。これも要望でしかありませんが。

それと次に行きます。給食は自校方式と説明がありました。東地区に給食を運ぶことは、事実上センター方式ではないかと考えるわけですけれども、これまで地産地消の素材で栄養士のお話や、食育としての大事な教育が位置づけられてきたと思うんです。それで西と東での格差がないということが一番大事なことであって、新たに東に住みたいと考える世代に、対応できるまちづくりの一環として考えるべきではないか

と思います。

また災害時の対応策にもなるので、東にも給食の自校方式をつくるべきではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

お答えします。

東のほうにも給食室をというお話だったと思うんですけども、今回、東西合わせての施設整備費、義務教育学校への整備費が、一応大体35億円というめどでしてきました。それでその中で整備計画を見直してきたところでございます。

見直しの中では、当初は東地区で給食調理施設の設置も検討しましたが、西地区で一括調理をし、東地区に運ぶ親子方式が、配送時間もそれほど長くなく、温かい給食も提供でき、施設整備やその後の調理コストも縮減でき、財政負担が少なく済むため、その方式を選択したものでございます。東地区は自校方式ではありませんが、自校方式と同様の質の給食を提供できると考えております。

また災害時の対応についてなんですけども、給食調理施設は万全な衛生管理の下で子どもへの給食を提供しております。災害時に使用する場合もあるかと思いますけれども、衛生面の問題等がありますので、実際、公民館の利用など別の方法も考える必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

公民館は住民さんが避難場所としてお使いになることがほぼ多いと思うんですけど

も、学校については学校に滞在している間は学校がやはり起点になると思いますし、そこは住民の方も入れるということで、避難場所になっているわけですがけれども、そういうときにやはり今、コロナ禍でいろいろ食事ができない、困難の方もおられるとか、いろいろ聞きますけれども、そういうところでのいろいろなところで対応できる1つの場所として、やはり給食の質を西も東も同様に設置することを本当に教育の公平性といいますか、その辺でのところは考慮していかなければならないと思います。

これも要望ですけど、それは国に対しては認められないものなのか、その辺をちょっとお聞きいたしたいです。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

給食室の設置ですけども、実際、初めの計画ではこちらにもつくる予定で、約9,000万円ぐらいの予算を上げておったと思います。

それで国に認められないということなんですけども、当然両校に設置するのは可能ではございますが、予算の財政的な面で、それとまたランニングコストで調理員さんの面とを考えまして、西でつくって運ぶということに今決定しておるわけでございます。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

ぜひ国・府にこういう補助金、国庫補助が出るということを確認されて、やはり公平な立場で子どもたちにも食育ということをずっと教育の中に入れられているわけですから、この辺についてもやはり中身の濃

いものにしていくということが大事だと思いますので、これはちょっと要求していただきたいと思います。これはあくまで要望ですけれども、出ることがもし可能ならば、ぜひ要望して行ってください。

次に行きます。多目的に活用できるランチルームというのは、西も東もつくられるわけですね。それでそのランチルームを有効活用できるような、多目的に使えるものにしていくということは可能なかどうか、その点をお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

単独のランチルームの設置につきましては、東地区なんですけれども学校と調整の上、調理教室と他の教室を活用して、給食の際に異学年が交流できる取組を考えておるところでございます。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

西はランチルーム専用になるんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

西部につきましては、ランチルームの設置を考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

ランチルームもランチのときしか使わないということが普通ですよ、そうじゃないですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

西区のランチルームについての御質問でございますけれども、これはどこの学校に行きましても、ランチルームというと本当に使う時間が限られてますので、例えば研修会ですとか講習会ですとか、そういうような場所として多目的に使っているというのが実情でございます。またそのように使いたいというように、学校のほうの要望もでございます。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

ぜひそのように皆さんの要望も聞きながら、いいランチルームにしていただきたいと思いますというわけです。

次に、充実した情報機器設置のスペースなどの確保はされているのかどうか確認したいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

情報機器なんですけれども、これにつきましては東西それぞれ一貫校の施設整備に際して、現在と同様に情報教室の機能を持ったスペースを確保していきたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

このコロナ禍で様々な団体が、特に今回は全国知事会、市長会、町村長会、学校校長会、各団体、また支援学校などからも20人程度の少人数学級を求める意見書がずっと出されてきております。

それでこの20人程度の少人数学級を確保する教室をぜひやっぱりつくっていくべきではないでしょうかということを求める

わけですけれども、コロナ禍の下でのこういう計画はあるのかどうかお伺いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

少人数学級のことのお尋ねでございますが、議員から今お話のありましたように、いろんな諸団体からの要請ですとか、コロナ禍でのこれまでの学校等の対応から、文部科学省におきましては30人規模学級の検討がなされ、来年度予算編成において、財務省との折衝がされているとの報道がなされておるところでございます。

ただその中で、少人数学級編制に伴う教員の確保や、大規模校になどにおける教室数の確保などの課題があり、実現しても年度進行になることが想定されております。

本町におきましては、令和3年度、4小学校におきまして全学年、単式学級となり、30人を超える学級は24学級中の4学級のみと想定しております。

令和8年4月、西区の再編統合時、9学年とも2学級編制となりますが、このまま推移いたしますと、再編後数年で単式学級の学年が出現する、そのようなことも想定されるところでございます。たとえ30人学級編制になりましても、教室が不足することはないと予測しておるところでございます。

それから先ほど要望、要求というお話がございました。これは東、西区の給食の在り方についての御質問でございますけれども、これにつきましては種々検討いたしました。

やはり子どもたちにとって自校給食というのは基本でございますが、周辺の町の状況も調べますと、センター方式を取り入れている、またその給食の内容等につきまし

ては、自校でつくったものと遜色がないというようなこともお聞きいたしておるところでございます。

そういうことを基にしまして、当初は東区でも給食室を用意してということでございましたが、吉川中学校のほうに約800食余りをつくりまして、それで東区に搬送すると。

ただし搬送するだけではないに、その食缶ですとか食器ですとか、その辺のいろんな技術が向上しているというようなこともお聞きしております。

それで東区で例えば配膳に関する調理人、そういうようなことももちろん手当てをしていかななくてはならない、そういうようなことも話し合っておるところでございますので、もちろんつくりましたら国の補助金が出るのは十分に分かっておりますけれども、そういう対応を今のところは検討しておるといような内容ですので、併せて御答弁申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

私は給食室は別々に、ぜひ強く要望しておきたいと思っております。

次に行きます。学校と家庭を結ぶオンライン環境の整備のことなんですが、子どもの健康や教育格差をつくらないように条件整備が求められるわけですけれども、先日、GIGAスクールの整備はこれから家庭内の、完了していくというふうなお話もありましたが、再度ちょっとお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

学校と家庭を結ぶオンライン授業ですけれども、文部科学省からの通達によりまし

て、GIGAスクール構想による教育のオンライン化が進められております。

オンライン環境の整備につきましては、現時点で情報通信機器を整備されている家庭は結構多いと伺っておりますが、まだ情報通信機器を保有していない家庭も当然であると認識しております。

国や大阪府教育長からも指示もございまして、整備ができていない家庭につきましては国の補助金を整備して活用し、整備するようということですので、今後そのように進めていきたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

これは漏れなく、やはり教育の公平性というか、皆さんに格差のないように配慮していただきたいと思います。

次に行きます。新光風台からのバス通学の要望が説明会の中で求められておりましたが、学校運営協議会に諮られるということでもいいのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

これまでの説明会におきまして、新光風台の一番奥から再編する吉川中学校まで通学を予定されております保護者の方から、通学につきまして検討いただきたいとの要望が出され、検討する旨の回答を事務局でいたしておるところでございます。

これまで光風台の一番遠いとされている地点からは約3.8キロメートルで、大人の足で歩きまして約30分余り、小学校低学年であれば50分余りかかると思います。

文部科学省の小学校におけるの徒歩通学距離は4キロを目安としております。これ

を超える場合は公共交通機関を使用した場合、国からの補助金が出ることになっております。

東地区にも4キロを超える通学距離、徒歩で通学している児童もあることから、どのように考えるか、東、西それぞれの学校運営協議会、準備会のほうで地域の皆さんの御意見もお聞きしながら、もちろん事務局のほうでも検討しながら検討を進めてまいりたいというように考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

東西でそういうことを考えていただいているということは大変結構だと思いますし、充実した、子どもたちが安全な通学もできるということになります。

それは必要に応じて乗車するということになるのかどうか、その辺は有料になるのかもいろいろあると思うんですけど、そのほうはどのような方向になるのでしょうか、バスの。分かりましたら御報告いただきたいと思います。

次に、西地域の第1駐車場を吉中のテニスコートの設置とするという計画がありますが、雨の日は水量が多い遊水池ですが、東ときわ台方面の雨水も入り、工法として安全に下流に流せるのかということなんですけれども、この東ときわ台の遊水池は大阪府の用途変更とか、そういうことは全く必要がなく切替えができるというものなのかどうか、その点について確認したいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

お尋ねの第1総合駐車場の下にあります調整池は、都市建設部のほうで管理してお

りますので、私のほうからお答えさせていただきますが、あの調整池はおっしゃっていただいておりますとおり、東ときわ台を開発したときに設置されたものでございます。

それで調整池というのは、宅地などの造成の前後におきまして、下流域への雨水の流出量に大きな変化がないようにということで調整するために設置されたものでございます。

それでこの調整池には東ときわ台3丁目と4丁目、それと2丁目、5丁目、7丁目の一部の雨水が流れ込んでおりまして、調整池を出た水は水路を通りまして、光風台6丁目の国道沿いにございます調整池に再度流入して、行政区域外に放流されているところでございます。

それで計画降水量から算出したしました水量を基に、調整池の下流水路並びに光風台6丁目の調整池の容量等を確認させていただきましたところ、第1総合駐車場にあります調整池を廃止いたしましたとしても、問題なく雨水を処理できるという判断をしたものでございます。特に手続等はないものと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

それではこれは豊能町の判断でできるということよろしいのでしょうか、確認します。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

そういうことで結構かと思えます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

では次の項目に行きます。

くらし・福祉・まちづくりについてでございますが、65歳以上の介護保険は3年を1期として計画される介護保険事業で、7期目の今は2年目に入っておりますが、決算では黒字でございます。

給付準備基金は合計5億4,000万円もこれまで積み立てられております。令和3年の第8期に向けては、基金は6億円以上とも言われております。

介護保険は利用が増えるのに伴って保険料が上がってきたわけですが、しかし本町は介護保険を使わないお元気な高齢者が多いので、介護保険は黒字がずっと続いております。住民に還元されることなく基金は増え続けています。

介護保険は年金から確実に引き落とされ、利用料は当初の1割負担から2割、3割負担に上げられるなど、弱い者いじめが続けられているわけです。余剰金は8期への値上げを抑制する、そういうことでの考えをお聞きます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、この令和2年度末で約6億4,000万円という介護給付費の準備基金が見込まれます。

これは今までも申し上げてますように、特に2025年問題を抱えております豊能町第9期、第10期で介護保険料がさらに上昇していくというところに、激変緩和で何とかしのいでいきたいという思いがございまして、基金をためているところでございますが、今議員の御質問の第8期の保険料に激変緩和として基金を活用できないかということでございますが、今ちょうど来

年の4月からの第8期に向けて、保険料についても算定の計算をしているところでございますが、保険料と給付のバランス、人口構成、さらには世代間の負担の標準化、改善、これも考慮しながら、今ある基金、この活用についても検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

よく練られた御回答だと思うんですけども、これは介護保険の審議会でもこのことが上げられておりました。どのようにやったり使っていくかということは、住民皆さんが負担してきた額ですから、何十年前になるか、国保の場合は5年間使わなかったら粗品が出されてた時代がありました。

これだったらこうできるんじゃないかなと思うんですけど、今の時代に合わないのかも分かりませんが、そういうもんですよ、これは。これだけため込まれている保険料をやはりよく頑張っているということで、できるような基金の積立てと思います。

それができないのなら、ぜひこの8期は抑制し、上げないというところをやはり目指してほしいと思うんですが、再度お聞きいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

上げないでいけるのではないかというような御質問だと思いますけれども、そのところはまだ今は計算の途中でございまして、先ほども申し上げましたように、7期についてはその基金を適用するということはしませんでしたけれども、8期につい

ては適用することも検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

ぜひお願いいたします。

私どもは府や国へ制度改悪については反対を上げていきたいと思っております。

次はちょっと飛ばします。コロナ診療相談の体制についての整備、これをお聞きしたいと思います。

11月24日からかかりつけ医に相談するなど、体制の整備が予定として把握されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

11月24日から、かかりつけ医による相談体制と、これも進めていくと大阪府がいつてございますが、それについては把握してございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

9月議会にも質問いたしましたけれども、国保診療所で発熱外来の設置、PCR検査などの整備をするということは可能だと思うんですけども対応が、今PCR検査をしたいという年齢の方たちがたくさんおられるわけです。このたび12月5日には新型コロナウイルス感染の方が21名になったということで、徐々にじわじわと増えてきているということでの高齢者の心配が聞かれています。

この点について医療機関などへの検査体制、これをできるようにしていくのか、そ

れとも診療所でそういう体制をつくっていくということが出来るのか、その点をちょっと検査体制の確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

ただ単に、自分は元気やのにPCR検査をしてほしいというようなことにはお応えができませんけれども、自分に発熱があつてひょっとして陽性になっているんじゃないかというようなことにつきましては、行政検査といいます、大阪府の診療、それから検査医療機関ということで、まず診療所におきましては予算を認めていただきまして、発熱外来の準備もできてございます。あと大阪府のほうで指定を受けるという段階になってございまして、現場といたしましては既に準備は整ってございまして、いつでも運営を開始できる段階となっているところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

以上で、高尾靖子議員の一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。

再開は、2時10分といたします。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、川上勲議員を指名いたします。

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

こんにちは。最後の一般質問でございますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

さきの9月会議で私は2小2中に賛成い

たしました結果、10月にハイエナから犬や猫どころかうサギになってしもて、何も言えなくなりましたので、今議会をせめて犬か猫かに変わりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

昨年12月に中国の武漢市に発症いたしました新型コロナウイルスの感染症は、世界中にあつという間に広がりました。現在、第2波を越えて第3波と言われておりまして、猛威を振るっております。

このまま続くと形を変えたウイルスが何回かはやり、10年後、あるいは20年後、あるいは50年後には、この地球上には動物と言われるものは全部消滅して、残りは植物類と細菌類、そして人間がつくったAIというのかIEというのかロボット類ですね、それだけが残る地球上になってしまうと私は考えております。

このコロナウイルスに対しまして町長はどういう具合に思われておるか、御回答をよろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

いつも川上議員の御質問が非常にお答えにくいというか、どう思われているかとは物すごく広いところです。

今回も第2波のところを抑えられてきたと思っていると第3波ということで、このコロナに関してはずっとこれを何回か繰り返しながら終えんしていくということになってくると思います。

それでいろんなところの変化ということで経済の問題、それからいわゆる住民の皆さんの特に精神的、そういうところも大きく変化をします。

今後はそれらの変化をしっかりと見ながら対策を打っていかないといけないという

ように思っております。

今後、この変化するものにおいてどういう形で捉えていくかということですが、今私が注目しているのはテレワークでありますとか、そういう部分が本当に出てきております。住宅も足りないというところも、空き家が表面化しないというところがありますので、それらを含めてまちが発展するような形で取り組んでいきたいなというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

質問の前に回答いただきましたので、次に私はこの豊能町が変化していく中で、どのように後を考えておられるかということ質問しようと思っておりましたが、今半分をお答えいただきましたけど、もう一遍、豊能町に限って、どういう形で豊能町が今後、このコロナの終えん後を続けていくのか、町長が考えておられることの御回答をよろしくをお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

すみません、さきに答えてしまったみたいですが、豊能町の魅力を生かしながら、豊能町を発展を考えていけないということで、1つはそういう社会情勢の変化というところを的確に受けていくということで、先ほど1点申し上げましたけれども、人口流入というところ、特に子育て世代が一番の課題でございますので、そういうところを中心に進めていきたいというように思っています。

それからいわゆる豊能町の魅力ということで東地区、それから西地区の魅力、これらを含めた状態で発展させるということで、

具体的にはやはり東地区に関しては農業、それからこの雇用が創出できるようなまちづくりをしっかりと進めていく。

それで西地区に関しては、高齢の方々が増えてまいりますので、それらの方々がいわゆる支え合えるコミュニティーをもっと形成させていけないといけないかなというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

そこで細かいことから聞いていきますけれども、現在豊能町の空き家は全体で何軒ぐらいあるのか、お答え願いたいと思います。分かりませんか。

○議長（永谷幸弘君）

用意してないと思いますが、通告書にございませんので。答弁できますか。

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

正確な形というのは、最新のものは調べられておりません。

過去のものであれば、その数字をもう一度調べて御報告させていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

情報では800軒以上あると聞いておりますけれども、その空き家を空き家じゃなしに、人が住んでいるから住居やね。ところが人が住んでなかったら木の構造物です。このために固定資産税、これを家を建てて払うねんけども、これを倍にすると、この9月の会議でもいってましたけど、木の構造物であれば別に住居やないねんから、倍にして固定資産税をもらうとなれば、やっぱりその建物自体を手放すか、あるいは壊すか、あるいは人に貸すかして人に住んで

もらおうと。人が住んでもらったら、今までの固定資産税にしたらいいわけです。

特にこの議会でもお話ししておいた、倉庫代わりに使ってるということであれば、これはもう完全な、私が考えるのは違反の使い方やから、これは即刻やめてもらって、人が住んでもらうという具合な形にしたほうが、その空き家は少なくなってくると、あるいはよそから住む人が入ってくると。こういう具合な形になるねんけども、その辺は町長、どういう具合にお考えですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

固定資産税を倍額にしてはどうかというようにお話かと思うんですけども、確かに空き家であっても、今は土地の上に建っているものが居宅ということであれば、土地の軽減措置をかけておりまして、固定資産税の土地の分が6分の1程度になるというようなことがございます。

それで今の税法上はなかなか、おっしゃっている趣旨はよく分かるんですけども、そういった軽減措置を外すということが今は難しいような状況でございまして、これは国のほうでもそういったことが課題になっているかと思うんですが、今後は国の動向を見ながら、何か対策ができないかという事は考えたいなと思います。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

今、法的に難しいというような答弁がありましたけど、ちょっと話が飛ぶねんけども、豊能町が特殊出生率というか、その分がワーストワンになりましたな、出生率というか。ワーストワンということは、自分の国で1番ですわ。何ほか、1,800ほど

おまんのか、市町村が。

だからそれをうまいこと捉まえて、国に対してそういう場所やから特区に指定してもらって、いろんなことができる、法律に縛られんといろんなことができるというように形で特区指定を町長、してもらったらどないですか、豊能町を。私は多分、できると思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

国における特区というところのものは、現在は非常に狭い範囲の中で、そして審議されておられます。

住民自身が減っているというところになると、いわゆる市町村の弱体化というところで別な考え方の支援もいただくという形になってますので、人数が少ないからとか、そういう形での特区というのは、現在は考えられないのではないかなと思います。

ただ今後という形で、あらゆる税法上といえますか、支援策を要望はしていかないといけないというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

人数が少ないということじゃなしに、そういう例えば先ほど部長が答えられたような、そういうものも法律抜きでできると。あるいは市街化調整区域で家が建てられるというような形で、それは使えると思います。そのワーストワンをワーストツーかスリーか、もっと上げていくためには。

だからそういうことで考えていったら、私はその自治体へもっと前向きに進んで、今は2小2中ですか、それをこの東地区は子どもの数が少ないので、1小1中にしたらどうやとかいう議論も自然と解消すると

思います。

先ほどのコロナの関係でテレワークですか、それが増えていくとなると、豊能町の新興住宅地じゃなしに、農村区域でも家を建てて人が住めるような状態になって、土・日曜日は農業をしもって月曜日から金曜日はテレワークで仕事ができる。そういうような形に私はなっていくと思いますので、その考え方は町長どないですか。調整区域に家が建てられるという考え方は。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

調整区域に家が建てられるというところ、もちろん市街化調整区域ということですから、都計法の規定があるというところがあります。ただそれは特例という形で、都計法のいわゆる緩和、そういうことも視野に入れながら今進めているというところですよ。

それでこれから農家さんでなくて、それからいわゆる住宅地という形で認められたところ以外のところについては、検討を要すると思いますけれども緩和しながら、この東地区においては緩和しながら、そこでの住居、そういうものも進めていかないといけないと思いますけれども、それらは検討項目が多くございますので、それらは考え方としてはもちろん進めていかなければならないかなというように思います。

ただその法律という部分は、今までのものを守るというところのものもございまして、併せ持ってしていかないといけないということで、緩和に関しては総合まちづくり計画の中でも、地域指定を緩和できるような形も考えていかないとイケませんので、そういう中に盛り込めたらというようにも思います。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

この調整区域とか、あるいは市街化区域とかいうことは高度成長時代に決められたものであって、私は今この制度はあまり通用しないんじゃないかと、これから先は。もちろん守っていかないといかん、しかしそういう高度経済成長は今後続いていかへんねんから、やっぱりその制度も形を変えていかなあかんと思いますので、その辺も考えていただきたいなと。

町じゃなしに国も含めて、だから町にそういう形で特区申請をやって、私はできないということはいえないと思います。だからこの辺も2小2中でいくのであれば人口を維持する、あるいは人を、第三世代をつくる、3つの世代にこの町内で生活してもらうという形にやっぱり持っていく必要があると思いますので、その辺を考えていただきたいと思います。

だから来年3月までに、こういう形で人口を維持する、あるいはこういう形で人口を増加するんやということをしてもらわんと、私が2小2中に賛成した意義がおまへんねんや。その特区で豊能町の校区を1つにすることも1つの条件やし、さき言ったことも条件の一つやから、その辺の考え方、人を減らさない、この前の町では初めて人が増えました。そういうことを増やしてもらうと、そういう形に、具体的にこうやったら増えていくということを一遍、今言えますか、それとも3月までにしてもらえますか、どっちですか。ちょっと答弁をよろしくお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

人を増やすということできると、非常に

難しいと思っております。

ただ一挙に進みませんので、あらゆる施策を組み合わせながら前に行くということで、多分、川上議員が希望されている部分は、大きなカンフル剤ということだと思いますけれども、それら全体を俯瞰していただいてということで、今年度のところも含めてですけど、提案もさせていただきながら進めていくということで、着実な形で進めていきたいと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

よろしくをお願いします。

次に、このダイオキシンの件で質問させていただきます。

私が話を聞いておるのは、施設組合においてでもそうやけども、住民の方はもう了解を得ていると。だから保育所の庭に処理する場所をつくるんやという具合に聞いておりましたが、昨日か一昨日かこの議会へ来ると、余野のその自治会長以下の方が要望書ですか、何か書類を渡されまして、見てみると結局自治会としては反対です、自治会としてね。

これはちょっと町長のおっしゃっていることと矛盾してるねんけど、どないですか。これは。ちょっと簡単に答弁をよろしくをお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

現在、自治会のほうから要望として嘆願書が提出されたのが、昨日の4時でございます。それでそれらを踏まえて、その内容につきまして、まだ自治会長とお話ができておりませんので、それらの内容も含めて意見交換させていただきたいと思っております。

ただ住民の方々にとってみたときに、お近くの方々がやはりそれを快く思わないという部分はあると思います。それでこれについてはそれに該当の方々も含めて、丁寧に説明を今後もし続けていきたいというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

この池田前管理者と余野の自治会長と、平成30年12月3日に、この覚書を交わされているということを町長は御存じでしたか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

はい、今まで3回の覚書が交わされているということで、前回は12月3日のところにやっているというのは知っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

この内容を見ると、まず処分をすると。これは30年の10月31日までにですな。せやんと何の意味もおまへんわな。

それで次に、廃棄物の処分場所及び処理方法を決定して、その責任において前項に定める仮置期間内に処分を行う。仮置期間内は平成32年10月31日、いわゆる令和2年10月31日です。

その次に、切畑川への改修工事、これを池田土木に伝えて、今後5年以内に河川の改修を行うということになってます。

それで旧職員住宅の解体、跡地利用、このことを書いてますけれども、これを令和2年10月31日までにしてしまわないとあかんの、これをなさいましたか。町長、

どないですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今の協定書というのが、施設組合との協定書という形になりますので、具体的な内容に関しましては施設組合というところでの回答になると思いますけれども、今までその中にも書かれてあるように、切畑川であるとか、そういう部分に関しては町のほうに伝えるということで、私たち豊能町のほうにもその要望は伝えられているということになります。

それから31日までの期限ということですが、それらを踏まえたときに、前回も12月3日の締結ということで、協議を含めてはもう既にスタートしているという状態でございましたけれども、今回の嘆願書の内容になったということでございますので、本来は10月31日までに次のものということを決めないといけないということが、結果としてですけれども、今までは10月31日まで仮置きをして、その後が行かない場合には再度協議するということが、現在協議をしてたところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

ちょっと町長、その理屈はおかしいと思います。

今おっしゃったのは、確かに施設組合の管理者が豊能町の町長に言う。それなら自分で自分に言いまんのかいな。そうなりますわな、立場上はちゃうけども。

この汚染土と言われているもの、汚染土は私は普通の土やと思ってまんねんけど、この汚染土は豊能町が責任を持って処理す

るということやから、それなら施設組合の管理者や、あるいは豊能町の町長や関係なしに、豊能町の町長が池田土木に言ったらいいことですわ。そういう具合に理解したらいいわけです。町長が今おっしゃったのはへ理屈、そうなりませ。

それでその期間が終わってから協議するんやなしに、期間内にと書いてます、ここに。仮置期間内に処分を行うことと書いてまんがな。ということは、仮置期間内にせなあかんわけですわ、処分できひんねんから。そうならんと結局住民が行政不信に陥るわけです。

それは高度なというか、へ理屈やないか。この文章を見たら、町長がおっしゃることもそれは分かるかも分からんけど、普通は一般の住民は、この期間内に何も話をしてへんやないかと、謝ってもらってへんやないかと、期間内に話ができてへんやないかと思うのは当然ですこれは。

私もこの下之町の人に話を聞いたらそういう具合に言ってました、この紙を見る前に。その辺を今から、またこれをごたごたやってすると、町長の任期内にこれはできないはずで、できないようになってしまいます。

私は塩川町長に、期間内にこれが完全に終わるように、できるようにしてくださいよと、できるはずですよと、あと2年半あったら、という具合に言ってたけれども、これを見る限りではできないと思いますわ。

住民は余野の自治会長以下、余野の住民が納得しまへんわ。豊能町は皆、使用できるかとなりませ。その辺を町長はどない考えてますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

豊能町の信頼を回復するために、私も必死になって動いてきたというのが実情です。

それで仮置きの期限内に、10月31日までに終わりませんので仮置きの延長を、お願いを出しているというのが現状です。

ですからその内容と、今お願いをしているというところはどこも、余野自治会のところと協議中であるとかいうような形の文面はもちろんありませんけれども、協議をさせていただいたというところがございます。

任期中にというよりも、このダイオキシンの処理については町民全体の悲願でもありますので、それに向けて今反対というか、迷惑がかかっている方についてもですけども、丁寧にこれからも説明していくという形でございます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

こうなる前に、私は施設組合の事務所へ行って話を聞いたんです。

そしたら局長が、いや町長が一人で走ってはりますと。私も動こうかといったら、いやいや構わへんと、私が動くという具合におっしゃってましたわ、もっと前にでせ、10月より9月よりもっと前に。

それはちょっと具合が悪いでと、トップが動いて話をしたら、その中で話が決まったら、後がどうにもならんから、やっぱり局長やら副町長がおるねんから、それが動いてもらって、それで判断は町長がするという具合にせんと、町長がうろうろと、トップがうろうろしたら、それこそなる話もならんようになってしまいうでといっ、局長に言いました。

ところが、いや、おまえらは動くなと。私が一人であちこちに行ってるんやという具合に町長が言ってたと聞いてますさかい

にな、それはちょっとトップの器とちゃうでと私は言いましたんや。トップがうろうろするとやね、数が幾つあってもなくなってしまいますわ。

だからやっぱりそういうトップはトップでやらんならんことがあるねんから、トップが動く必要はないし、結局この話は局長も何も動かん、副町長も何も動いてない。

前の前の町長か、そのときは局長なり副町長が動いて、下手なことをしたけど、下手したけども動いてましたんや。あれがうまいこといってたら、そのときの町長などは次の選挙も次の選挙も通ってますわ。何億がかかるかといっ、たのが1億以下で処理できとるねんから。

やっぱり町長、その辺を考えてしてもらわんと具合が悪いし、それでその下之町の話聞いた人には、順番をきちんとしてくれたら私らは何も言わへんと。まず謝意を、謝ってもらって、その次にこの10月31日以上に、11月、12月で延びていくんやと、そうなるけどできひんから頼むでということ順番に言ってもらったら、やいやいやと言わへんやないかということも言っていましたわ。せやけど10月31日が終わってから何を言っても、これはもう話になりまへんで、この覚書を知っている限りは。

今からこれを町長、いつまでにこれをできる予定をしてはるか、計画をしてはるか、その辺をちょっと答弁をよろしく願います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今、私だけが動いているということではありません。組合も含めて全体が取り組むという形で動いています。そして今回の内容に関しても、順番に誠意を持って、いわゆ

る延長のお願いも含めてしていたというところがございます。

これからいつまでということですが、これは住民の方々と意見交換させていただきながら、御理解を含めていただかないといけませんので、今いつまでということは答えられませんけれども、住民の皆さんの御意見、それからいわゆる疑問点がたくさんあると思いますので、それらを含めてもう一度丁寧に説明していくと、もうそれしかありませんので、そういう形で進めさせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

これは町有地ですので、やろうと思えばいつでもできるわけです。自治会の同意も何も要りません。せやけどこれを強行していくと、結局行政不信に陥るわけです、住民は。

ということは、余野の自治会だけじゃなしに、木代の人も関係しておる、あるいは川尻の人も関係してまんねんな、これは。それならこれが広まったら、何や今の町は、役場は、信用できひんやないかいと、こうなりまんねんや。

だからやっぱり期間の延長をお願いしておるといっても、10月31日までをお願いせんとあかんわけですわ。それをそれが過ぎてからお願いを何ぼしても、これは何にも役に立たない。

やっぱりその辺を町長、ちょっと社会の一般常識というのを考えてもらって、してもらわんとあかんと思いますよ、私は。

これはこの覚書を私は昨日か一昨日に初めて見たんやけども、それまでにきちんと話ができて、自治会とはうまいこといってるんやなど、ただ下之町の人、その付近の人は反対の話をしとんねんなという具合

に思ってたんですわ。

そしたらこれを見たら、自治会全体でこれは半分以上が反対やということになってますわな。そうなりとやっぱり町長自体がもっと考えてもらって、それこそ三役をそろえて、管理者、例えば能勢の町長も含めてもう一遍、余野の自治会に行って謝ってもらうと、そういうことから始めないと、これは物にならんと思いまっせ、強行突破をせんねんやったら。町長が、わしは構わへんと、強行突破するんやと、そしたらまたこれは別の話や。その辺はどない考えてますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

これまでも順番を経ながらしっかりとしてきたつもりです。ただ締結というところに関しては、この10月31日を越えてという形の結果になってます。前回もそうでした。それでそれらも含めて慣例でそういうことになっているというのがありますけれども、私は10月31日までに締結したいという考え方で進めておりました。

ですから今後、これは組合議会のほうと、それから管理者、副管理者とを含めて対策といいますか対応をもう一度考えて進めてまいりますので、これからのものを見守っていただきたいというように思いますし、併せて本町の議会の皆さんにも御協力いただきたいなど。そのためにも前回と同様に議員懇談会も含めてさせていただきながら、状況をちゃんと説明していきたいというように思います。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

言葉の遊びだけじゃなしに、やっぱりき

ちょっとした形でやっていただきたい、そういう具合に思います。

次に、火葬場は現在ほどないなってますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

火葬場が今どうなっているかということですが、9月議会で火葬場の件について御質問いただきまして、それで調査研究を進めていきますというお約束をさせていただきました。それでそれ以降、近隣市町の状況、それから大阪府内の状況というのを確認させていただいたところがございます。

それで火葬場に関しましては、川西市、それから猪名川町、それから箕面市というのが、豊能町の方が利用されていることが多いということで、その2市1町についてちょっと伺ったんですけれども、この前から議員が御心配いただいているような、逼迫して豊能町の方の順番が回ってこないというようなことがないかどうかということを確認させていただいたんですが、近隣市では十分な体制を取っているの、そういった状況にはないというような御回答を頂いております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

部長、生まれる日は予想できるわけですが、ある程度、半年前ぐらいから。死ぬのなんかは予想できまっか。例えばこれは大きな地震があって、東南海地震が30年の間に起こる可能性が十分あるということを言われてます。それで気候が変動してます、各地で大雨が降って、いろんな災害が起こってます。

それで死亡数が一遍に増えた場合、例えば豊中市であり池田市であり、箕面市であって一遍に死亡者が増えた場合に、豊能町もその災害に準じてある可能性はあります、増える可能性が。

そのときに、豊能町の人も順番に処理というのかどうなのかは知らんけど、どない言いますかあれば、火葬ですか。火葬を順番にしてもらえる率はおまへんわな、これは。

やっぱり自分のところの住民が先ですわ。ということは、豊能町の住民が1週間後、2週間後になってくる可能性は十分にあります。そういうときのことを考えたら、やっぱり自前の火葬場というのは必要でっせ。あるいはまた広域行政でこれをつくる必要はありますわ。

今は豊中市であり池田市であり、箕面市であれば、今のところは十分あるかも分からんけども、あれは火葬する枠というのか部屋というのか、あれは10年ぐらいで交換しないとあかんらしいですな。

せやからそのときに、それなら広域行政で豊能町と一緒にやろうかと。今は新名神もあるし箕面トンネルもあるし、池田や箕面や豊中、あるいは大阪市内からでも短時間で来られるわけです、豊能町に。

豊能町にそんな場所があるのかいと、この前から言っているように、光ヶ谷という谷がおまんがな。あそこでやってみなはれな、大きな火葬場ができと思いまっせ。その辺は町長、どないでっか。先ほど言ったことから考えて、絶対必要ではないと思えますか、今のところは。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

議員おっしゃるように、災害時の想定の

ところまでは、まだ調査ができていないというようなところがございます。

ただ川西市などでは災害時においても、それは兵庫県内ということになりますけれども、近隣市町とも協定を結んで、そういったことにも対応できるようにやっていくというようなこととお話は聞いております。

それで大阪府内でも豊能町と同じように火葬場を持たない自治体というのがございまして、そちらにも確認いたしました。それで新たに設置しますかとか、あるいは災害時の協定とか、そういったことを結びますかということを確認したんですけれども、現在のところそういった新たに設置するか、協定を結ぶとかというようなお話がある自治体はございませんでした。

ただ、まだこの年度末までに調査させていただくという約束をしておりましたので、まだ途中でございまして、災害時のことを含めて今後もう少し研究させていただきたいと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

例を挙げて言いますけど、この前に災害が起こった九州の球磨川、あそのの上流にダムをつくる計画があったんですな。ところが民主党政権になって、ダムをせんでもいいということで、あれだけの被害が起きたわけです。

せやから、今は各ところで大きな防潮堤、あの東日本の宮城県かあの辺やったら、10メートル、20メートルぐらいの防潮堤をつくってまんねんな。ところが100年たっても地震は起こらんかも分かりまへんがな。そんなんないかも分かりまへんがな。せやけど、そのときのことを考えてしてるわけですわ。

せやから今の豊能町も近隣も、火葬場な

んか何とかなるやろうと思っても、そういう災害が起こったら、さあえらいこっちゃとなりませ。

それで1つの考え方として、私は前も言ったつもりやけど、昨日も中川議員の質問で、災害の廃棄物、これは一旦災害が起こったら、もう道を通れないぐらい出るわけです。それを仕分してきちんと処理する場所、これは光ヶ谷に広い場所がおまんねや。ここを使うと各それこそ近隣に、行政体の、あのごみを全部持ってこられるわけですわ、亡くなった人だけじゃなしに。

そういうことも複合で考えて、それで東ときわ台小学校を防災基地センターにして、あの真横がその光ヶ谷やから、十分利用できまんねんや。そういうことを考えてみたら、町長どないでっか。それで一番奥に、その広域行政でそういう火葬場をつくって受け入れたら、あそこは周りに人家もないし、何もおまへんわな。そういう考え方を町長、できまへんかな。どないでっか町長、具体的に言うけど。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今、光ヶ谷というところではございました。それで具体的にということですが、現在その考え方としては持っておりません。

ただし広域行政としての火葬場の在り方であるとかというのは、これは審議していかないといけませんし、それから災害廃棄物というときのリスク、これはどこの市町村も、それぞれの市町村だけでは抱えられないということで、広域という形のものを進めておりますけれども、今豊能町からそういう形で申し込んでいる部分ももちろんありますけれども、具体的な形で取りまと

めの段階までは行っていないというところ
でございます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

光ヶ谷への入り口は箕面市です。それで
箕面市の前の市長、これは断固として反対
してましたんや、あの奥を触ることはね。

しかしあれを利用せんことには、宝の持
ち腐れでっせ、豊能町も。だってあそこし
かおまへんわ、もう豊能町は、利用価値が
あるのは。ぜひともこれは考えていただき
たい。

それから次に、役場の周辺計画、ちょっ
と私の考え方を言うておくけど、中央公民
館もあれができてませんやんな、耐震構造
はできませんな。それでここもできてませ
んな、これは。

せやから今後、やっぱりここも、この役
場も含めて、中央公民館も含めて、それで
今、町長がやろうとしている、そこの埋め
るところ、そこを含めて、それでもう一つ
は、これはいつも私は見るたびに思うねん
けど、中学校のグラウンド、こっちのワン
ドおまっしゃんな、草ぼうぼうで何の役に
も立ってまへんねんや、あそこは。あれも
一部をこっちのほうに取り込んで、この周
り全体をちょっと計画を立ててみることは
できませんか。全部この周りを含めて。

例えば今、東地区に、コロナでこれはあ
かんけども、20人、30人、50人が集
まって、東地区でその宴会ができるところ
はないわけですわ。これは笑い事じゃない、
必要やねんこれは。

せやからその中央公民館をつくって、げ
た履きでもいいから、その下にはそういう
こともできると、2階は会議ができると、
そういうこともこれは東地区の人に一回見
せて、必要でっせ。この周りの整備計画を

町長、考えられまへんか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

具体的な形のものというのは、もちろん
この東地域全体を含めた形のあるべき姿と
いう部分は、私は考えたいともちろん思っ
てます。

それでそのときに、まず1つは公共施設
という部分に関しては、公共施設のいわゆ
るまずは評価という形で、その数量も含め
た状態で事業評価をしっかりとしないといけ
ない。

もちろんその部分で住民の方々の意見
をもちろん取り込んでいくということは必要
です。

それからもう一つは、そこにかける建設
コストから、維持管理コスト、将来にわた
るコストも総合的に判断していかないとい
けません。

したがって、現在はまず公共施設のとこ
ろ、私たちの公共施設というのは、昭和4
0年代につくられたもので、こちらもあり
ますけれども、耐震補強ができていない。
それから中央公民館のところも、いわゆる
エントランスの部分、ここができていない
ということもあります。

それらにかけていく投資費用と、それか
ら住民の方々へのサービスと、それらを総
合的にしないとけませんし、それから同時
に民間の方々の参入も、アイデアも頂か
ないといけませんので、PPP、PFIも
含めた形で総合的にしないとイケない。

そして住民の方々自身がそれぞれのとこ
ろで、いわゆる収入を得るといような総
合的なものをつくらないといけません。これ
も川上議員がおっしゃるようになってい
かないといけませんと思っております。

ですから我々のところは、まず公共施設の再配置というところを提案させていただいて、そこに対して皆さんのアイデアを入れながら、それから産業界も含めて入っていくというような段取りを順番に進めていきたいと思っています。

ですから総合的にこの東地区が発展できるという絵を描かないといけませんので、おっしゃるとおりでございます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

今、町長がおっしゃったことを早急にやっぱりこれはしていく必要があると思います。

あんな中央公民館は、大きいものや荷物を積んで、中の駐車場に入れられないわけですね。外に出るときはぐるっと回って出やんなんような、あのカーブの出口の危ないところをね。やっぱりこれは総合的に早いこと、今町長がおっしゃることを早くやって、1年でも早くする必要があると思いまっせ。

今地震が起こったら、この耐震構造にしてないここらでも潰れてしまうし、中央公民館も潰れてしまいますわ。それは一日でも早く、今町長がおっしゃったことを一日でも早くやっていったら、早くできるわけですね。

だからそういうことを考えて、総合的にやっぱり考えていってもらわんと、この豊能町の発展は、私はあり得ないと思います、西地区も東地区も含めて。

それでもう一つ肝腎なことを、先ほどから出ておった高山右近だって理屈ばかりをこねるけど、町がこれを先頭を切ってやったということがちっともおまへんねんや、実際のところは。

あの渡る橋を広く架け替えて、あと入り口も向こうの出口も狭いところですよ。蛇が

カエルをのんだみたいになってます。やっぱり年間計画的にやっていって、もう計画的にやったら今頃はあそこへ上がる道、グラウンドへ上がる道などは、そっちをするのか府道から行くのかは知らんけれども、できておるはずですよ。だからそれもやるということを形に表してもらわんとあかんから、それもよろしく頼みます。

以上で質問を終わります。

○議長（永谷幸弘君）

以上で、川上勲議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は3時10分といたします。

（午後2時58分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「第73号議案から第80号議案」までを議題といたします。

これに対する総括質疑を行います。

質疑内容は、それぞれ各常任委員会に付託いたしますので、大綱のみをお願いいたします。

なお、御承知ではございますが、「質疑は、議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。また、議題に関係のないことを聞くことができない。」このように規定されておりますので、その点、十分御協力いただきますようお願い申し上げます。

第73号議案から第80号議案までの8件に対する質疑を行います。

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

第73号議案について質疑いたします。

まず3点あります。1つ目はここ設定の

理由と書いてはいただいておりますけれども、この議案を提出された趣旨をもう少し分かりやすく説明いただきたいです。

2つ目は、おのこの設定金額がとても高いように思いますが、何をもって試算されたのか伺いたいです。

3つ目は、ここの運用規定です。まず契約してからこの制度に乗っかるように書いてありますが、そういうところもあるのかもしれませんけど、ごめんなさい、私が使っているところは、まず内容を設定してから前払金で払い、そして発注するというものもございますので、そのような制度のときもあるんだけど、そういうことは御存じなくて、この提案になっているのでしょうか。

以上、3点伺います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

条例提出の趣旨でございますけれども、公職選挙法が一部改正されまして、町村議会議員や町村長選挙についても選挙運動費用の一部に公費負担がされるという改正がなされました。

これは法律のほうでそのように改正があったわけですので、それに合わせて本町においても条例制定案を提出させていただいたというものでございます。

金額につきましては、公職選挙法施行令のほうに国政選挙においてそれぞれ単価が定められております。

全員協議会するときにも御質問がございましたけれども、もちろん政令ですので日本全国一律の国政選挙で定められているものではございますけれども、同じようにポスターやビラであるとか自動車については、金額にそう大きな差は豊能町においてもな

いだろうと思っておりますので、公職選挙法施行令に準じて、同じような金額を条例で定めさせていただきます。

あと運用につきましては、それぞれ候補者において、いろんなやり方が今まではありだったんだろうと思っておりますけれども、今回はこのような条例を制定させていただきました、これはほかの市町村におきましても、また国政選挙においても同じようなやり方でございます。

各候補者がその業者の方といろんな契約をされていると思っておりますけれども、あくまでも選挙公営の対象となるのは、本町から業者に対して直接支払うというやり方になりますので、その点を踏まえて各候補者は契約をしていただければなと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

供託金が発生するからということなのかなと思っておりますけど、今まで豊能町では議席に対して少なかった例はなかったですよ。でもこの15万円の供託金できたから、多分出なくなるだろうという、そういう御心配の下でのこの上程だったんですか。

あと施行令でこの金額も決められたとおっしゃいますが、その実態というもの、実際に本当に幾らで取り引きされているかというようなことを十分調べられて、それでこれを上げられたんですか。あくまでも法令で決まっているから、この程度かなとお決めになったのか。

例えば選挙は結構工夫次第で安くあげることができます。なので上限とってこのお金を設定してはいるんですけど、使わなきゃいいといたらそうなんですけど、何かとてもきらびやかなポスターが出来上がってきたりするんじゃないかなと、何かそ

ういう心配もあるわけで、ちょっとそぐわないような気がしちゃうんですけど、ちゃんと実態調査はされたんですか。

それであと運用方法はどこも一緒ですとおっしゃられたら、そうなのかなと思うんですけど、再度お願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

供託金の提供と選挙公営は同じように法律改正がなされたわけですけども、それと今回、条例を制定させていただいたのはまた別の問題でございます。

それから実態を調査したのかといったことに関しましては、私自身がそこまでは把握しておりませんが、恐らくそういった細かいところまで調べたものではないのではないかと考えております。政令で定められている金額をそのまま準用させていただいているというところでございます。

私は実は個人的に、以前大阪府で選挙管理委員会事務局に所属していたこともございまして、選挙公営の手續もさせていただきましたけれども、この上限の金額で請求される方もいらっしゃる、低い金額で請求される方もいらっしゃいました。いろいろございました。

それからあと運用のほうにつきましても、私が大阪府選挙管理委員会事務局におりましたときには、皆様はこの条例の流れに沿って契約の届出、それから確認書の提出だとか請求というのをなされておられましたので、今後はこの手續にのっかって各候補者にも契約をしていただければなと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

同じ議案でもよろしいでしょうか、73号議案。

○議長（永谷幸弘君）

大丈夫ですよ。

○10番（高尾靖子君）

これまでゼロである供託金を町村議会議員選挙に持ち込まれるということで、立候補に新たなハードルを設けることにはならないかということなんですけども、これが1つ疑問点です。

それで議員の成り手不足が深刻な下ということなんですけど、立候補環境の改善という理由に全く矛盾してるのではないかと思います、その点はどうお考えなのかお聞かせを。

それとこの1人当たり約68万円が出ると、これは選挙で当選した場合ですよ、使われるという上限がありますが、これは町が全部支給されるということになるんですか、国からも半分出るとかそういうのは、割合はどうなっておりますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

供託金を提供しなければならない趣旨というのは、一般的には立候補の乱立を防ぐであるとか、そういったことが趣旨だとされています。

それが町村議会議員にも適用されるということとなりますので、15万円の供託金をお支払いしないといけないということはありませんけれども、それが直ちに立候補のハードルになるということではないんじゃないかと私は思っております。

それから財源の関係です。これは町村議会や町長選挙に係るものは自治事務でござ

いますので、本町の一般財源で措置をしますけれども、正確に確認したわけではありませんが、一般的にこういったものは地方交付税の基準財政需要額に算入されるのではないかなと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

豊能町は若い人がなかなか出にくいような条件があります、高齢化しているということ。

それで今、若い人が出るということでのハードルが高くなったなと私は思っております、その15万円の用意をまずしないとけないという。

今、井川議員もおっしゃったですけど、自転車で、自分で歩いて選挙もするというような、そういう地道な選挙運動で頑張る人もいてはるぐらいですから、このお金を使ってやるというのは、それこそ供託金なしのほうがいいんじゃないですかと思いますが、これは国の法案が出て可決したということなので、これ以上は言えないのかもしれませんけども、その上での判断ということによろしいですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

今回提出させていただいている条例案は、選挙公営に関するものであって、供託金に関するものではございませんので、これは確かに法律のほうで制定されているものですので、こちらでは直接どうこう言えるところではないかなと思っておりますが、一般的に町村長では供託金は50万円ですし、市議会議員選挙でございましたら30万円の供託金が必要となっております。

15万円は大金ではございますけれども、

それを供託してでも立候補しようという意欲のある方は立候補されるでしょうし、それなりに得票数が得られれば供託金は返還されますので、そういったところで運用されるんじゃないかなと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

今の質問のやり取りをしててちょっと気になったんですけども、もともとこの提案理由は選挙運動の公費負担が可能になったためという一文が入っていますけれども、それで私自身はやっぱりちょっと疑問だなと思うのは、片方で15万円の供託金、それは乱立を防ぐためということで供託金は認識してました。しかし今回の場合は、この説明は誰でも出やすくするといったら変ですけども、立候補しやすくなるための後押しのようにも一方で感じるんです。

そこでお尋ねしますけれども、この金額の設定、いろいろ1人当たり多分68万ぐらいになるのかな、最高限度をもしお使いになったら。その計算がもし間違ったら後で御指摘ください。

12名が法定どおりに通っていったら900万円の町の負担なんですけども、この金額は町の設定、独自の設定。先ほどのやり取りを聞いていましたら、そのように思えたんですけど、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

条例で定めてますので、町が定めたものではございますけれども、その金額の根拠は公職選挙法施行令を参考にさせていただいております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

選挙はやっぱりその町でいろいろな事情があると思います。よく見ていると、やっぱり全然候補者がなくて定員割れしてしまったとか、いろいろとあると思うんです。

ですからいろいろな町のを参考にされて金額設定ということは、一理あるかもしれませんが、私はさっきも言いましたように、前回の選挙は若者が出てますよね、御存じかどうかは知りませんが。

あの人のやり方などを見ていると、逆にこの供託金を出すことが決まった以上、今度はもっと出やすくするためには、万が一そこで落選した場合に負担がかかるような今回の条例かと思いますが、そのあたりはどうかとちょっと疑問を持っていますので、この金額が変えられるかどうか、こちらのほうで、町として変えられるかどうかだけをちょっと確認したかったんですけども、よろしいですか。

あくまでも周りのを参考のままに、これという流れなのかどうかをお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

町が独自に策定している、提案させていただいている条例案でございますので、金額を変えることは可能だと思いますけれども、その金額が幾らになるのかという妥当性については、判断はなかなか難しいところがあるかなと思います。

それでまた供託金が没収された場合は、選挙公営の負担対象にならないので、候補者の方が独自に負担していただくことになりますけれども、供託金が返還される場合に町がその公営費分を負担するということ

になります。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

もし私がうんと年齢が若かったら、ちょっと考えちゃうかなと。ちょっと出やすい方法かなと、ちょっと考えちゃうんですけど。

それでもう一点確認したいんですけど、先ほど井川議員の質問のときに、前もって前払いしてやる方法を今までしてきたということだったんですけども、それは町は、あくまでも本町のほうから業者にお支払いするという御答弁されていましたが、それはもうどこかできちんと決まったことで、それも町独自の判断になるのでしょうか。よろしくお祈りします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

提出させていただいている条例案にも、選挙公営の支払いについては本町が業者に対して支払うと規定させていただいております。

これはどこの自治体でも、私が経験しました大阪府選挙管理委員会でも同じように、各団体から業者のほうに直接支払いをさせていただいております。これはそういうルールだと思っていただければいいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

小寺 正人議員。

○8番（小寺 正人君）

今質問を聞いていまして、何かみんな勘違いしているんじゃないかなと思います。

それでお尋ねしますが、供託金が没収されたときにあれですよ、全てのお金は

自分が負担せなあかんと。それだけですよね、落選したから返さなあかんじゃないですよ。供託金が没収されるということは、法定得票数に足りない人だけですよね、そうですね。

それで今までにそういう人はおったんですか。あったんですか実際に豊能町で。その法定得票数に足りない人は。ほとんどこの議会もないと聞いているんですけど、あったんですか。

だから法定得票数が足りない人は出さなあかんねん、これを出してもらおうと、そういうことやね。

落選したら何か取られるとか言うてはるから、それは違うでしょうと。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

静粛に願います。

○副町長（池上成之君）

町議会議員選挙で、いわゆるその供託金没収になるような得票数であった候補者がいたかどうかについては、申し訳ございませんが把握しておりません。

○議長（永谷幸弘君）

小寺 正人議員。

○8番（小寺 正人君）

私はよその議会の説明会に行ったことがあるんです、市の。そのときは、まずはおりませんと、法定得票数に足りなかった人はいないと、そういう話を聞いてたけど、そんなのは聞いたことはあるか、そんな報告はないのか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員の皆さんはいろいろ今お話をされておられますけど、私は選挙管理委員会の事

務局に。

○議長（永谷幸弘君）

静粛に願います。

○都市建設部長（高木 仁君）

選挙管理委員会の事務局をやらせていただいたときに、議員の皆さんがおっしゃるように、法定得票数に達しない方がおられました。

それで実際にその議員の定数が欠けておったというようなこともあったように思っております。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

3回目、いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第73号議案から第80号議案までは、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって、第73号議案から第80号議案までは、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、12月18日午後1時より会議を開きます。

本日は大変に御苦労さまでございました。

散会 午後3時28分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 第73号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 第74号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件
- 第75号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件
- 第76号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件
- 第77号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 第78号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件
- 第79号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- 第80号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 7番

同 8番